

令和元年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年6月25日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号   | 事 件 名  |
|------|--------|--|
| 第1   |        | 会議録署名議員の指名   |
| 第2   | 議案第73号 | 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について   |
| 第3   | 議案第74号 | 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について  |
| 第4   | 議案第75号 | 訴えの提起について  |
| 第5   | 議案第76号 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第6   | 議案第77号 | 飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 第7   | 議案第78号 | 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）  |
| 第8   | 議案第79号 | 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）  |
| 第9   |        | 一般質問   |

## 本日の会議に付した事件

|       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 |          | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 議案第 73 号 | 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について   |
| 日程第 3 | 議案第 74 号 | 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 4 | 議案第 75 号 | 訴えの提起について  |
| 日程第 5 | 議案第 76 号 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 77 号 | 飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 7 | 議案第 78 号 | 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）  |
| 日程第 8 | 議案第 79 号 | 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）  |
| 日程第 9 |          | 一般質問   |

○出席議員（13名）

|     |    |   |   |   |
|-----|----|---|---|---|
| 1番  | 仲井 | 谷 | 文 | 吾 |
| 2番  | 井  | 端 | 浩 | 二 |
| 3番  | 澤  |   | 史 | 朗 |
| 4番  | 住  | 田 | 清 | 美 |
| 5番  | 森  |   |   | 要 |
| 6番  | 中  | 村 | 健 | 吉 |
| 7番  | 德  | 島 | 純 | 次 |
| 8番  | 前  | 川 | 文 | 博 |
| 9番  | 中  | 嶋 | 国 | 則 |
| 10番 | 洞  | 口 | 和 | 彦 |
| 11番 | 野  | 村 | 勝 | 憲 |
| 12番 | 欠  |   |   | 員 |
| 13番 | 高  | 原 | 邦 | 子 |
| 14番 | 葛  | 谷 | 寛 | 徳 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 市長        | 都 | 竹 | 淳 | 也 |
| 副市長       | 湯 | 之 | 明 | 宏 |
| 教育長       | 沖 | 下 | 康 | 子 |
| 代表監査委員    | 福 | 畑 | 幸 | 博 |
| 理事兼企画部長   | 御 | 田 | 裕 | 己 |
| 会計管理者     | 手 | 洗 | 昭 | 英 |
| 総務部長      | 十 | 松 | 利 | 匡 |
| 市民福祉部長    | 泉 | 原 |   | 誠 |
| 環境水道部長    | 柚 | 原 | 達 | 也 |
| 農林部長      | 大 | 坪 | 俊 | 司 |
| 商工観光部長    | 青 | 垣 |   | 貢 |
| 基盤整備部長    | 清 | 水 | 孝 | 則 |
| 病院管理室長    | 青 | 木 | 直 | 樹 |
| 教育委員会事務局長 | 佐 | 藤 | 孝 | 之 |
| 消防長       | 谷 | 尻 | 和 | 也 |
| 危機管理監     | 中 | 畑 | 治 | 民 |
| 神岡振興事務所長  | 坂 | 田 | 英 | 樹 |
| 財政課長      | 森 |   | 廣 | 之 |
|           | 洞 | 口 |   |   |

○職務のため出席した事務局員

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 野 | 村 | 賢 | 一 |
| 書記     | 赤 | 谷 | 真 | 依 |
|        |   |   | 子 |   |

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長 (中嶋国則)

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (中嶋国則)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により14番、葛谷議員、1番、仲谷議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第73号 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について  
から

日程第8 議案第79号 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算  
(補正第1号)

日程第9 一般質問

◎議長 (中嶋国則)

日程第2、議案第73号、飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例についてから、日程第8、議案第79号、令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)までの7案件につきましては、会議規則第35号の規定により一括として議題といたします。

7案件の質疑とあわせて、これより日程第9、一般質問を行います。それではこれより順次発言を許可いたします。最初に7番、徳島議員。

[7番 徳島純次 登壇]

○7番 (徳島純次)

皆さん、おはようございます。朝一番に当たりましたので、はりきって行きます。よろしく申し上げます。

私は、大きく2つについてお伺いします。防災のあり方についてと、市職員獣医師の待遇についてです。

まず1点目、防災のあり方について。日本の年平均気温はさまざまな変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.21℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。また、1時間降水量80ミリ以上の猛烈な雨の年間発生回数も増加しています。気象庁データによりますと、全国のアメダス1,300地点当たり、2009年から2018年の平均年間発生回数は約2

3回、1976年から1985年は約14回で約1.6倍になっております。地球温暖化の進行によって大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予想されており、台風や豪雨による風水害、土砂災害発生リスクが高まっています。

昨年7月の豪雨で、飛騨市は河川の氾濫や土砂災害が発生し、未曾有の大水害となりました。宮川町地内では土砂災害によりJR高山本線が被災、また、古川町数河地内で国道41号線が土砂崩れにより不通となる災害が発生しました。例年、梅雨どき及び台風期には、各地で大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべりなどにより、多くの人的被害及び住宅被害が発生します。梅雨時を迎え、飛騨市の防災行政について伺います。

1つ目、警戒レベルの運用について。昨年7月の豪雨では、広島県、岡山県、愛媛県などにおいて、逃げ遅れて多くの犠牲者、3県で199名を出したことを踏まえ、今年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改正され、目指すべき社会として、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとともに、行政はそれを全力で支援するという方向性が示されました。

住民の行動を支援する具体的な方策として、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどが盛り込まれ、気象庁は5月29日に豪雨で土砂災害や洪水の危険が予想される際、生き残るための行動を5段階表示する「大雨・洪水警戒レベル」の運用を開始しました。

毎日新聞、6月7日の配信記事を見ますと、「6月7日に西日本は前線を伴った低気圧が通過した影響で、広島市と海田町、坂町、両町の一部と、熊野町の全域に住む全員に避難を勧告する「警戒レベル4（全員避難）」が出され、一時は9万8,224世帯の22万4,036人が対象となりました。最大20万1,015人が対象となった広島市では小・中学校など109カ所に避難所が開設されたが、避難したのは計228人、約0.1パーセントにとどまった」とあり、また山口朝日放送の配信記事では、「山口県でも午後9時の降り始めからの雨量は、岩国市広瀬で150ミリなどとなっていて、山口市、周南市、岩国市には一時「土砂災害警戒情報」が発表され、周南市の鹿野地区と須金地区、岩国市の錦町と美川町に合わせて7,000人を対象に一時「避難勧告」が出されました。避難勧告は逃げ遅れゼロを目指す大雨警戒レベルのレベル4の全員避難を求めています。避難したのは全体で13世帯、13人。課題として県防災危機管理課の担当者は、「はじまったばかりの制度ですので、周知面での課題はある、取るべき行動を含めて、住民の方に周知をしていきたい」とあります。

飛騨市は警戒レベルと従来の避難指示・避難勧告や防災気象情報との関係、警戒レベルの意味合いなどをどのように住民に周知するのか、また、警戒レベルの運用はいつから始め、防災無線の放送内容はどのように変えるのかを伺います。

2点目、学校の防災教育と避難訓練についてです。中央防災会議・防災対策実行会議の「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」

において、これまでの「行政主導の取り組みを改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自ら守る」意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築への方針変更にともない「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、「平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施」とあり、「水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等において、毎年、梅雨時・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施する」、「命を守る行動（避難）を実践的に学ぶことにより、自らの命は自ら守る意識を醸成」を求めています。浸水地域内に小・中学校がありますが、市は学校での継続的な防災教育、避難訓練等の実施についての対応を伺います。

3点目、地域防災計画について。東日本大震災によって、自助、共助及び公助が連携していることが災害対策として必要であると認識され、平成25年の災害対策基本法改正で、地域コミュニティにおける共助を推進するために、地域住民が地域コミュニティの共助力向上のために自発的に行う防災活動の地域防災計画の作成が規定されました。飛騨市のホームページには、「先の平成30年7月豪雨の際にも各地域において災害対応、避難行動など行っていただきましたが、災害による被害を軽減するためにも、地域の皆さんで地域の特性にあった防災計画を作成しましょう」と呼びかけとともに、地区防災計画の事例が掲載されています。

地区防災計画のサンプルをダウンロードして計画を作成することはできます。しかし作成された計画をどのように運営・実行していくのか、また、地域のみではなかなかできない事項もあり、これらの課題をどのように解決し実行できる計画にするかが支障となって、地域防災計画が取り進まない現実があります。現時点で、市内の区、地域の防災計画ができてい的是何パーセントあるのか、また、今後、全ての地域で防災計画が作成される見通し、それに向けての市の対応を伺います。

4番目、ハザードマップの有効活用について。ハザードマップは、水害・土砂災害などの自然災害による被害を予想し、その被害範囲を地図としたもので、被害軽減を図るソフト対策です。各世帯に配布されていますが、時間の経過とともに紛失されたり、何処にあるかわからなかったりする方も増加します。

洪水ハザードマップを見ますと、予想浸水深が色によって表示されていますが、流速は表示されていません。流速が速い場合は、浸水深が浅くても歩行による避難が困難になる場合もあります。流速による危険性を見逃すこととなります。また、ハザードマップが作成された降水量などの前提条件の認識が住民にはほとんどなく、色がない地域の住民は「ここは安全な地域」と誤解してしまう恐れがあります。

ハザードマップを、市から住民への一方向の災害インフォメーションのためのツールとしてではなく、双方向の意思疎通を図るためのコミュニケーションのツールとして利用する。避難訓練をもっと有効なものにするために、ハザードマップを活用して、ハザ

ードマップの前提条件、流速などの情報提示、避難場所や避難経路の課題・問題点について対話を行い、住民と市の問題意識の共有化を図る場として活用することが考えられますが、市の考え方を伺います。

以上、4点を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

沖畑教育長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、私からは2点目の学校の防災教育と避難訓練についてお答えいたします。

市内の小・中学校では、各学校の立地環境やこれまでの災害を考慮し、避難訓練や防災授業を実施しております。

各学校で実施される避難訓練は、「自分の命は自分で守る」ことを目標に、「命を守る訓練」という言い方をしております。この命を守る訓練は主に地震を想定しておりますが、各校年3回実施しております。また、この訓練とあわせて、「災害時下校訓練」として速やかな集団下校訓練等も行っております。

防災教育につきましては、県の学校安全指導者事業を活用しまして、防災の専門家を外部から招き、防災の授業を実施している学校もございます。具体的には、災害図上訓練「DIG」において、学校だけでなく自分の住む地域で想定される危険箇所や屋内や屋外の危険箇所を把握することで、親子で地図上に避難場所や避難経路を書き込むことなどに取り組んでおります。また、自分の命を自分で守るためにできる行動についても考え、取り組んでおります。

今後も、児童生徒一人一人が、「自分の命は自分で守る」意識を高め、自分のできることを考え、行動できる力を身に付けられるように、各機関や地域の防災士と連携し、防災教育や命を守る訓練の充実を図ります。地域の防災士の方には、命を守る訓練等についての改善点の助言をいただくこと、訓練を共同企画することなどを考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは1番、3番、4番について答弁いたします。

まず、「警戒レベル」の運用について。警戒レベルは、国の中央防災会議・防災対策実行会議において平成30年7月豪雨の検証を行った結果、「災害発生のおそれの高ま

りに応じ、住民の避難行動等を支援する防災情報の発信が必要」との判断がなされたことを踏まえ、住民が取るべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化したもので、本年5月29日から運用開始となりました。

市では、6月3日から運用を開始し、警戒レベルの周知を図るため、市ホームページに6月3日、市SNSに6月5日に掲載及び情報発信するとともに、広報ひだ6月号に記事を掲載しました。

また、6月2日に古川町黒内区で行われた土砂災害防災訓練時、6月3日から始まった飛騨市社会福祉協議会主催の見守りネットワーク研修会時にも説明を行い、今後予定されている市政見える化講座や、小学校の防災キャンプにおいても周知を図る予定です。このほか、警戒レベル設定に伴い、市のタイムライン及び避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正も既に完了しております。

今後の防災行政無線での放送は、国から避難勧告等の伝達要領の例が示されており、放送冒頭に、「緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始」のように、警戒レベルと求める行動を端的に伝えるような放送になります。

地区防災計画について。市内において「飛騨市行政区等設置条例」に定められた区・自治会においては、連絡網図、役割分担等の内容を含んだ地区防災計画は100パーセント作成されております。このうち、市の人口が集中している古川町内においては、昨年の防災体制の変化に応じた計画内容の充実を今年1月に要請し、6月20日現在で、44個区のうち、共同作成を含んで39個区が既に作成済みで、残り5個区については現在作成中であります。

ハザードマップの有効活用について。市は、平成29年度に市内全域の土砂災害ハザードマップを修正しました。この際、県が示した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に加え、作成段階でそれぞれの区長等と相談し、避難場所やそれに至る経路を標示して作成し、該当する各家庭に配布しております。

ハザードマップをコミュニケーションツールとして活用する実際の例としては、各区・自治会やその他の団体からの要請に基づく市政見える化講座や、飛騨市社会福祉協議会が主催している見守りネットワーク研修会において、地震、土砂災害、洪水のハザードマップを使用して、それぞれの見方を含め説明し、住んでいる地域の特性を理解していただくような取り組みを進めております。

また、この際、各ハザードマップは、一定の条件を基に作成されており、実際の災害では、これを超える場合もあること、絶対ではないが、軽視もしないように説明を実施しております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○7番（徳島純次）

避難行動について少しお伺いしたいんですが、今のように警戒レベル4、わかりやすい放送で非難を促すということですが、今までの実績を見ますと、昨日NHKのテレビ

を見ていましたら、飛騨市の災害に対する放送がありました。そのときに昨年7月の豪雨の件だと思うんですが、飛騨市は全体で避難された方が12パーセント、非常にいい成績だというお話でした。先ほど紹介したように0.01パーセントだとかですね、7,000人に対して13人というのと比べますと、12パーセントですから非常にいい成績なんですけど、でも12パーセントです。対象から言うと、まだ10分の1ですね。これをどうやって上げていくのか。今のように放送で流すだけではなかなか難しいだろうな。先ほどの改定のガイドラインにもありましたように、常時そういうものを記録していかなきゃいけないということがあります。

それを、どのようにして避難行動に移す人を上げていくのか、これが非常に問題だと思うんですが、特に人間の特性として自分の都合のいいものは受けるけど、自分の都合の悪いものは聞き入れないという特性があると。安全バイアスと言われるものですが、こういうような特性があるところを突き破ってですね、避難するためには、もう1案の努力がないと、今のままでは相変わらず12パーセント前後を推移するんじゃないかと思われそうですが、これをさらなる人が避難できるように上げていくために、どういう方策を取られるのか伺います。

#### □危機管理監（坂田治民）

まず12パーセントという数字ですが、これは避難場所等に避難された市民の数ということで、それぞれの家庭において垂直避難ということで2階等に避難された方についてはカウントされておりません。昨年の7月豪雨においても水平避難とあわせて垂直避難を呼びかけておりましたので、実際の数字はもっと上がると考えております。

今後、その数を増やすという対策ですが、当然避難してくださいということを広報するのにあわせて、今我々が重視しているのは避難の中心となる方、例えば区でいくと区長さん、区の役員さん、それを支援する消防団員等の活動を支援するというのが重点に上げております。

というのは、やっぱり避難する、避難しないというのは各自の判断に任せられますけども、区長さんとか役員さんの方は避難してくださいとこちらが避難勧告をかけた場合、動かざるを得ないと。呼びかけは当然起こる、要配慮者についてはそれぞれ個別支援プランについて呼びかけを行うということで、各地区の呼びかけが行われます。周りが逃げ出すと当然自分だけが残るというわけにはいかないの、必然的に避難するという人が増えるというふうに考えています。

したがって、当面は中心である方を重点において、これらについて普及したいと考えております。

#### ○7番（徳島純次）

今の区の役員の方を中心に教育して、そこから波及していくというのはよくわかります。

それでは、その役員の方々への教育というのは、年間どれくらい行われるものなんで

すか。

□危機管理監（坂田治民）

区長さんそのものに対する普及については、年間4回くらい行われます区長の総会等において必要な事項については連絡をしております。まずこれが1つです。

あと、その他の機会としまして、先ほど飛騨市社会福祉協議会の見守りネットワークというのをお話ししましたが、これには区長さん及び区の役員が直接参加していただいておりますので、その段階で区長さん、役員を含めてこれらについて普及教育をしております。

○7番（徳島純次）

ちょっと変わりますが、避難所と一時避難場所の意味合いについて少しお伺いしたいと思います。

先日、市民との意見交換会で「避難所に避難しても、そこで避難している限りはトイレも使う。情報も取得したい」という意見が出ました。

今は一時避難所に当たるところでは、ほとんど情報を取るのは自分の持っている携帯もしくは防災無線等に頼ることになると思うんですが、やっぱり避難場所に避難している限りにおいては、そこに置いて見れるものがほしいということでテレビの設置の要望がありましたし、それから、たくさんの方が避難してくるとトイレが1つしかないと非常に不便だと。もう少しトイレを増やしてほしいと。一時的であってもやっぱりトイレは複数ないと困りますという意見がありました。こういう意見を踏まえて一時避難所の指定の見直し、もしくは一時避難場所の要望の深いテレビの設置、それからトイレの増設等について、市はどのように考えるか伺います。

□危機管理監（坂田治民）

一時避難場所、避難所、大きく2つあります。

まず一時避難場所については、これはそれぞれの災害ごとに決められていて、一時的に命の危険を免れるために避難する場所ということになっています。この場所については、それぞれ区、自治会が指定する場所ということで、それらの運営等についても区及び自治会等で行われるようになっております。

避難所につきましては、これは災害等に応じて住宅が被災を受けた場合、自宅に帰れないという場所について市が避難所というのを開設して、その場所を提供する。よく大きな災害になったとき、発災後1週間くらいして避難所ということで、段ボールベッドとかみえておりますが、そういうのが避難所という形になります。

避難場所になった場合、今回新潟地震のほうで起こりましたが、その段階で今回については避難場所の映像がよく流れておりました。ちょうど皆さんが毛布にくるまってテレビを見ているというような状況です。これが避難場所という状況になります。これらについても基本的にはそれぞれ区、自治会の責任ということになっております。避難場所になって初めて市が施設等について準備するという大きな仕分けになっておりま

す。

○7番（徳島純次）

区別はよくわかりますが、現実問題としては一時避難所に避難しても区の責任、地域の責任ということですが、そこに地域でもってトイレの増設もしくはテレビの設置、もう1点出ていたのは、停電したときは非常に暗くなるし、そういう面で発電機もほしいという意見もあったんですが、そういうものが一時的で地域の人々の責任と言いながらなかなか準備できない。そういうところを市が少しでも援助するということは考えられませんか。

□危機管理監（坂田治民）

まず生活に必要な電気の話ですが、現在、各地区の公民館等においては発電機、これについてコミュニティ助成金等を利用して逐次配備しております。

テレビ等については、テレビを設置すると受信料がかかります。公民館等はどちらかと言えば公的な場所ではなくて個人の住宅の扱いになっていると聞いておりますので、それらについて個人の住宅にじゃあ市役所がテレビを設置するかという話になると、ちょっとそこはそぐわないと考えております。

○7番（徳島純次）

それでは、ハザードマップについて少しお伺いします。

市のホームページを見ますと、古川町と神岡町に関しては、洪水も土砂災害についても両方あります。ところが河合町と宮川町については、土砂災害のほうは非常に細かいのがあるんですが、洪水についてはないんですが、これはつくる予定があるのか、それとも不必要なのかどちらでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

まず宮川、荒城川を含んだ地域と、高原川の対象として古川町と神岡町をつくっております。これは国が定めた洪水を想定する川という河川という観点で一応従来それはつくられておりました。今般、5月31日に浸水想定区域が新たに示されまして、これについては今年改定する古川町の洪水ハザードマップから逐次入れる予定であります。これについては今回、危機管理計が設置されました。その河川等についても、どのあたりまで浸水しているというのがある程度示されていますので、それを踏まえたものになるかと考えております。

○7番（徳島純次）

もう1点、防災無線について少しお伺いしたいと思います。

前回、質問で防災無線の難聴地域を問い合わせたときに、今後、調査をして対処していくという話でしたが、ちょっと個人的な話になって申し訳ないんですが、一時は防災無線時々入っていたのが、今は全然入らなくなりました。時々思い出したように入るんですけど、全く入らない。こういう状況ですと、いざというときに防災無線の役に立たないんですが、市全域で防災無線の調査が終わるのはいつごろですか。伺いま

す。

□危機管理監（坂田治民）

防災行政無線については、現在の組織については平成20年に全地域を調査しまして、難聴する家庭については外部アンテナを付けて処置をしています。その段階で一応全部聞けるということにはなっています。

ただ、それ以降、本来持っている機器が古くなったり、もしくはLED等の発達で電波障害を起すというのも発生しております。これは場所を入れ替えたり、もしくは機器を交換してもらうことによって聞くことができます。それでも聞けないというところが一部ありますので、それについては個別対応で調査している状況です。

○7番（徳島純次）

防災無線が聞けない人は、市のほうに申し出ればいいということですね。

□危機管理監（坂田治民）

市もしくは振興事務所のほうに申し出ていただきたいと思います。

○7番（徳島純次）

それでは2番目の、市職員獣医師について伺います。

飛騨市の畜産業は、農業産出額で飛騨市農業全体の約41パーセント（2016年データ）を占める重要な産業であり、飛騨市は新規就農者の育成と繁殖雌牛増頭による地域内生産体制の強化を図っています。グローバル化に伴い牛肉、豚肉、鶏肉、乳製品など外国から低価格で流入しており、国内でもコスト削減を図るため経営規模の拡大やブランド化を推進しています。

そんな中で、愛知県、岐阜県や長野県で豚コレラが発生し、蔓延して長期化しています。国内では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザや牛伝染性海綿状脳症（BSE）が過去に発生しました。

これらの家畜伝染病が発生した場合の的確で速やかな防疫処置を講ずることが求められます。防疫処置を行う中心的な役割を担うのは市職員獣医師になります。そこで市職員獣医師についてお伺いします。

1つ目、市職員獣医師の募集について。飛騨市の農業の基幹産業に位置する畜産業において不可欠で、重要な役割を担っている獣医師は市職員獣医師3名と開業獣医師1名の計4名です。市職員獣医師は飛騨市全域を担当し、通常の行政業務から疾病予防、診療業務や畜産事業関連の業務と幅広い内容を行っています。市職員獣医師の1名の方が3年後には退職を迎えられます。獣医大学の新卒者で市町村獣医師になる人は4パーセント程度で、非常に少ないうえに、飛騨市のような中山間地域に来てくれる人はなかなか見つからないのが実情であると聞いています。

このように獣医師の採用が非常に困難な状況が予測されます。市職員獣医師の退職前から募集を行い、新規獣医師を採用し、退職時には獣医が2人にならないことが重要です。これについての市の対応を伺います。

2点目、市職員獣医の待遇について。市職員獣医師の業務は、疾病予防、診察関連業務、毎日の診療、人工授精、繁殖巡回、伝染病検査や防疫等、畜産事業関連業務、補助金業務、各種公共事業、公共牧場の放牧等、診療付帯業務、去勢、除角、凍結精液、受精卵業務、飼料分析指導、子牛検査、子牛市場業務等、その他通常行政業務、畜産環境対策、日本カモシカ検査、各種組合事務局補助など多岐に渡り、専門知識を必要とする業務で、獣医大学6年、獣医師試験に合格し、農林水産省の医師免許を取得しなければなりません。

農林水産省が公表した「獣医師を提供する体制の整備を図るための基本方針」において、公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性が述べられています。公務員獣医師の数量確保が困難な最大の理由は、高等専門技術職としての処遇の確保が図られていないこと。これは、地方公務員獣医師は、医師のもとでその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表（二）が適用されていること。医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者、かつ、その業務も医師等と同様、高度な自己判断に基づき遂行しなければならない専門職として、ふさわしい処遇になっていないことが最大の原因であると公益社団法人日本獣医師会は指摘しています。

飛騨市職員獣医師の処遇は、一般行政職給料表で、獣医師手当5万円と聞いています。獣医師手当には、診察業務で夜になって帰庁し、カルテ作成を行っても残業はつかないと聞きました。手当に含むという解釈と思いますが、手当5万円はどのような範囲までが妥当なのか、中山間地域での獣医師の採用の困難さを鑑み、獣医師の処遇面の検討の実施、手当に含まれる業務内容はどこまでかについて伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、市職員獣医師についてお答えします。

1点目の市職員獣医師の募集についてですが、現在獣医師資格を持つ職員は3名おり、合併後から増減はありません。この体制については、業務状況を踏まえた判断として、職員数としては充足しており、必要かつ適正な数であると考えています。

令和4年3月末で1名の獣医師が定年を迎えるにあたり、現時点で前倒しの獣医師採用は予定しておりませんが、世界的ブランドである飛騨牛という地域資源の育成・維持のため、ひいては畜産業振興のためにも、現在の職員獣医師数は絶対確保する必要があると考えており、再任用制度を活用する一方で、早期の情報発信と適時の職員採用によって獣医師の確保に努めてまいります。

次に、2点目の市職員獣医師の待遇についてお答えします。議員ご指摘のとおり、獣医師待遇が極めて重要であるということは言うまでもありませんが、その充実に向けた

議論は十分してこなかったのが事実であり、今年度に入りましてから、獣医師を迎え入れるための優遇策について検討・研究を始めたところです。

獣医師免許取得のためには、6年制大学を卒業する必要がありますが、一般的に国立大学で約400万円、私立大学で約1,500万円の学費が必要となります。その上で獣医師の給与というものはその資格に応じた額が保障される必要があります。

しかし、現行の法制度上、国においても公務員獣医師の給料表が確立されていないのが実情です。このため、市では一般行政職と同じ給料表を用いる一方で、市独自の特殊勤務手当である獣医師手当5万円を給料と併せて支給し、現行の法制度の中で最大限獣医師の待遇保持を図ってきたところです。

しかし、この獣医師手当については、国家公務員の手当には存在せず、国家公務員準拠が原則である地方公務員の給与制度に適合しないものであることから、かねてより総務省からも改めるよう助言を受けているというのも事実です。

そうになると、法制度自体が見直されない限り、処遇改善が図れないことから、公務員獣医師の処遇改善に関し、専門職としてふさわしい獣医師固有の俸給表を創設するよう、国や関係機関、国会議員等への要望活動を行ってまいりたいと考えております。

その上で、給与制度とは別に、例えば人の医療に従事する医師の確保施策と同じような奨学金返済の補助制度などの施策を講じることはできないかなどといった点について、その適否を含め多面的な検討を行っていきたいと考えているところです。

なお、当該獣医師手当に含む業務としては、条例に記載のとおり「家畜の診療、健診、その他管理指導業務」となりますので、基本的には畜産農家等を訪れた際の業務が対象となります。このため、庁舎で行うような事務作業を正規の勤務時間外に行うよう命じた場合には、時間外勤務手当を支給すべきものと考えられますので、所管部署と認識を共有し適正な人事管理を行ってまいります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○7番（徳島純次）

獣医師の処遇改善、非常に難しいという面はよくわかりました。ぜひ業務外の仕事、5万円の範囲の業務外の仕事をやったときには残業手当がつくような方向で検討いただきたいと思います。

私のほうも少し計算してみましたけど、市が発表している平成29年度の一般行政職の42歳くらいの平均で、20日で7.15時間ということで割ると、1時間当たり1日1,200円、1,300円くらいになると思うんですが、それを2万円くらいを割ると11時間くらいですか。そうすると診療業務をやって、庁舎へ帰って来て、カルテをつけたりして夜遅くなる。そういう時間を11時間くらいすれば2万円くらい。本来の手当というのは3万円くらいになってしまうということになりますので、先ほど言われたような5万円に含まれている以外の業務を行った場合は、帰って来て夜遅くなってやった場合は、ぜひ残業につけられるようにしてほしいと思いますし、それから土日、緊

急の場合で診療業務についての場合ですね、これについても考慮していただければありがたいなと思います。

獣医師の方の話を伺いますと、土日の業務、それから深夜での業務、こういうのが非常に負担になっていると伺いますので、ぜひこの点の改善をよろしくお願いいたしますし、私の質問を終わらせていただきます。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で7番、徳島議員の一般質問を終わります。

次に14番、葛谷議員。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

それではさっそく、大きく2点についてお伺いをいたします。

最初に、ハイパーカミオカンデ計画について伺います。スーパーカミオカンデ、カミオカンデから始まりまして、本当にこの研究施設で2人のノーベル賞を輩出した、大変、飛騨市にとっても誇りのある施設でございますが、このノーベル賞を受賞された小柴昌俊先生らが、最初に実験開始されたこの研究施設カミオカンデから36年がたっております。また、スーパーカミオカンデでは、梶田隆章先生がノーベル賞を受賞されまして、この2人のノーベル賞を輩出したわけでございますが、今、関係者の熱意と努力によりまして、活気的なハイパーカミオカンデ計画が実行されようとしております。国の予算も5,000万円程度つき、今調査が行われていると聞いております。

小柴先生がノーベル賞をとられた当時、約12年前ですが、その当時、既にハイパーカミオカンデ計画の概要が発表されておりましたが、その当時で計画額が報道ベースですが約850億円と報道されておりました。今の計画、報道では現在、高性能にリニューアルされたスーパーカミオカンデを大きく超える100万トン級の巨大な水槽を建設して、直径48メートル、長さ250メートルの円柱水槽2基で、内部には感度をこれまでの1.5倍に高めたセンサーを9万9,000本取り付けると報道されております。

浜松ホトニクスが開発されております世界最大の高感度センサーの開発によって単価も安くなり、性能も高くなったということだそうですが、スーパーカミオカンデの現在の100年分のデータが、ハイパーになりますと5年で得られるというような報道もございます。そういう大きなハイパー計画でございますが、特に測定の質が高くなって、かなり期待されるというようなことがございます。

これらの世界をリードする研究施設が建設されることは、まことに飛騨市にとって、また、地元神岡町にとっても経済効果はもちろんです。各国200人から300人を超える研究者の出入りなどで、科学の世界を目指す子どもたちにとって大きな希望と夢を与えてくれることになると思います。

また、このことによって飛騨市として今後さまざまな展開を考えなければならないし、準備もしなければならないと思います。それにはまず地元神岡町の受け入れ体制が必要になってきます。

そこで4点伺います。

1つ目ですが、ハイパーカミオカンデの特徴、規模、学術的な意義や社会的な価値などの、今現在わかっている計画概要について伺います。

また、現在の総事業費と、どこに設置されるのかというようなことを伺いたします。

また、受け入れ体制が重要でございますが、特に電気、通信、作業道、地元自治会等の連携が必要だと思っておりますが、どのように考えられておられるのか。

そして最後に、神岡町で成果を発信する国際的な施設が必要になってきますけれども、特に飛騨市先端科学技術構想でも述べられておりますように、何とか発表を神岡町でできないかということでございます。特に、過去に梶田先生がニュートリノの振動での発表時も、ニュートリノに関する学会議が高山で行われましたし、また、年2回ほど行われておりますSKでの研究会議も富山市で行われておりますので、何とかそのあたり、神岡町でというようなことを期待するわけですが、そのへんをお伺いたします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ハイパーカミオカンデ計画につきましてのお尋ねでございます。

まず1点目の特徴、計画の概要でございますが、ご答弁申し上げたいと思います。ハイパーカミオカンデ計画でありますけれども、これ報道されておりますが、今年度は調査費が予算化をされておまして、現時点での計画では水槽は1基ということでございます。直径74メートル、高さ60メートルの円筒形で、ニュートリノを捉える光電子増倍管は約4万本設置というように伺っておるところでございます。これが、スーパーカミオカンデの約5倍の規模ということになりまして、光電子増倍管も2倍に感度を上げるということになりますので、スーパーカミオカンデの100年分のデータがハイパーカミオカンデでは約10年で得られるというように大幅に能力がアップすると伺っております。これによりまして、「ニュートリノ・反ニュートリノの性質の違い」や「陽子崩壊」等、物理の基本法則を書き換える大発見が期待されているというところがございます。

また、ハイパーカミオカンデは素粒子を観察する「顕微鏡」とすると同時に、飛来するニュートリノを用いて太陽や超新星爆発を見る「望遠鏡」という機能も有しておりますので、超新星爆発によるニュートリノ観測を通じまして宇宙の起源と進化の謎の解明といったことにも期待が寄せられるというのが、学術的な意義かなと思っております。

それから、2点目の総事業費と設置場所であります。現時点では建設費が約670億円ということでございまして、運営費も含めると約1,500億円規模と伺っております。何しろ予算のことです。今後さらに精査が行われていくということでございます。

設置場所ですが、スーパーカミオカンデよりも神岡町市街地に近い二十五山の山中ということでございます。なお、現在これが事業に着手できる予算が計上できるかどうかの山場でありまして、来年度の概算要求にこれが盛り込めるかどうかというのが今、大きな焦点になっております。

先日、梶田隆章先生が岐阜県庁に古田知事を訪ねまして、協力を要請したいということでございましたので、市のほうで調整をいたしまして私も同席をいたしました。市からは国の予算の通し方につきまして、有益なアドバイスをいただいたところでございます。梶田先生にもこういう仕組みで予算というのが通っていくんだという話を丁寧になさいました。市としても側面的支援ができるように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

それから3点目の受け入れ体制ですが、これは非常に市としても重要なことだというご指摘のとおりでございます。現在、事前の協議が進められておりますけれども、1つのポイントは許認可でございまして、ここについては市も全面的に協力しておりますし、今後も力を尽くしていきたいと考えておるところでございます。

それから、予算が通りまして事業化されて建設が始まりますと、多くの工事関係者が従事するということになりますので、当然、寝泊まりするための作業員宿舎の設置、食事の提供ということが出てまいります。

こうした今後さまざまな地域としての受け入れ体制ということが必要になってまいりますので、現在、市内の各種団体等と連携いたしまして、仮称でございますが「ハイパーカミオカンデ計画推進期成同盟」という組織を発足させる計画をしております。今後期成同盟が立ち上がりましたら、具体的な受け入れ、支援の方法につきましての議論を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから4点目の神岡で研究成果を発信する施設の必要性というお尋ねでございます。確かに議員もおっしゃるとおり、大きな成果が出たときに、富山市や高山市ではなく神岡町で発表したいというのは私も同感でございます。ハイパーカミオカンデは神岡町の市街地に近いところに建設が予定されておりますので、その中に含まれれば一番いいわけでありまして、計画にあたって見学ができる仕組みとともに、研究成果を発信する施設設備ができないかどうか、そうしたことについて折に触れまして、研究者の方々にお話しし、またお願いもしておるところでございます。また、セミナーハウスのような施設設備が可能であれば、これはもう地元としても歓迎すべきものというふうにご覧しておりますので、今後の計画の中で、よく議論を進めていきたいと思っております。

それから、ハイパーカミオカンデは2020年代後半の観測開始が目標と。目標です  
からそれよりも遅れることは当然あるわけでありますが、どんなに早くても10年程度  
の期間を要するということになります。そうしますと、そのころには現在オープンして  
稼働しておりますひだ宇宙科学館カミオカラボも全面リニューアルという議論が当然  
出てくる時期になるというふうに思われますので、そうしたハイパーカミオカンデにお  
ける情報発信をどうしていくのかという問題と、カミオカラボを10年後以降にリニュー  
ーアルしていくということの検討を同時に頭の中に置きまして、どういうものがハイパ  
ーカミオカンデにあわせて整備されるのがいいのか研究者の方々と今後も議論をして  
いきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今の設置場所、二十五山ということを知りまして、やっぱり二十五山は今まで神岡鉦  
山が金、銀、亜鉛、鉛を採掘してきた山でございます。その中にこの宇宙の、時代のこ  
ういう最先端のハイパーカミオカンデができるということは、本当にまた宝の山がそこ  
にできるということで大変うれしく思っております。

その中で、今、市長から言われましたように、建設する道路関係とか作業道路関係が  
出てきますが、かなり採掘した残土を出し入れするために道路が必要でないかなという  
ふうに思ってみたり、また、現地でその処理が可能かどうかということで、道路をあまり  
利用しなくてもいいんじゃないかということもございますが、そのあたりの掘った後  
の残土、また、現在の前平へ行く1つの道路の拡張等、そのへんどのように考えられて  
おられるのかお伺いします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、想定されている場所ですと、県道を通って行くことになりますので、古川土木あ  
るいは県サイドとの調整というのが今後必要になってまいります。今現在の想定の中  
での情報で、事務的にはやり取りがされているやに伺っておりますけれども、今後、正式  
に決まってくれば、そのあたりがより具体化してくるのではないかとこのように思いま  
す。

それからいわゆるズリの問題でありますけれども、これは本当に非常に大きな問題に  
なろうかと。規模が大きい分だけ大きな問題になろうかと思っておりますが、この点につ  
いても調整が恐らく今後進んでくるんだろうというふうに思っておりますので、またその内容をよ  
くお聞きしながら、市としてできる協力を全面的にしてまいりたいと考えておるところ  
でございます。

○14番（葛谷寛徳）

こういうすばらしい施設が7年、8年かかって今から行われるということございま

すので、いま、組織されます関係団体を含めた受け入れの組織をしっかりと連携しながら、作業者の宿泊施設等、いろいろとそういう環境問題も出てくると思います。なんとかいい組織をつくられて、この神岡町の受け入れ体制を万全にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に2点目にいきます。

2点目の、ここ見出しが「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」というふうに書いておりますが、「ラボと宙ドームの運営について」ということちょっと抜かしておりましたので、失礼ですがそういうことでございます。

今、ひだ宇宙科学館カミオカラボが建設されて、この施設、前々から要望が強かった実際の研究施設をなんとかタイムリーに見えないかと、見学できないかという要望が大変強くあったわけですが、行政や皆様方のご協力で、こうやって大変立派な施設ができたわけでございます。

今の鉱山の中にも多くの施設がございますが、全国から本当にいろいろな方々に要望に応えるために東京大学と市が連携をしながら検討されて、また、企業版ふるさと納税の活用などによりまして、多くの理解ある企業様により多額のご寄付をいただいて、立派なカミオカラボが3月27日にオープンしたわけでございます。

以来、わかりやすく楽しく伝えることを目標に努力されていることもありまして、入場者は、聞きますと2カ月半で4万人を超しているということで、大変予想以上に来ていただいているということでございます。現在の傾向としてお聞きしますと、中学校や高校の学生のバスツアーも今後増えていくということでお聞きをしております。また、一方で、今の宙ドームの運営の中で、道の駅という誰もが気軽に立ち寄ることができる特徴を生かした施設でございます。また、入場を無料とすることで地域の活性化を目指しておりますし、そういう中で何とかですね、宙ドームの運営自体をもう少し活性化できないかということで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、店舗の運営等より柔軟に対応するためにも、今、宙ドームが指定管理をされておまして、その中で協同組合よって運営をされていますが、なんとか柔軟に対応するためにも株式会社として運営を考えられないかどうか、そのあたりを神岡商工会議所や市当局、そして指定管理を受けております組合等で一緒になって考えていただけないか、検討していただけないか、どのような方法が地域の、また商店の活性化になっていくかということを考えていただきたいし、そのへんのお考えをお聞きしたいと思えます。

また、2点目には、宙ドームの2階に畳の部屋がございますが、やっぱりバス2台ほどの高校生と中学生等が来ますと、どうしても食事をしていただきたいという思いもございまして、土足で入れるようなテーブル方式にして、学生を始めとする一般客の食事対応ができていかないものかどうか、これにはお金もかかりますが、今の指定管理の中で、この組合としてどれだけ出資していただけるのかということもあろうかと思いま

すが、そのへんの対応を市としてどう考えられているかお聞きします。

そして最後に、ひだ宇宙科学館カミオカラボの商標マークでございますが、これを1つの大事な施設の中の商標ですから、すぐには使えないと思いますけれども、今後、売店等、店舗展開はできないかどうか、そのへんをお伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 森英樹 登壇〕

□神岡振興事務所長（森英樹）

それでは1点目の、商業施設部分であります「飛騨市星の駅宙ドーム・神岡」の株式会社としての運営についてのご質問にお答えします。ご承知のとおり、管理・運営につきましては、指定管理者制度を導入しており、公募により事業者を募り決定するというプロセスを経ております。議員ご指摘のとおり、株式会社のほうが柔軟な対応ができるということは承知しておりますが、あくまでも市は指定管理者を公募するという立場であります。次回、指定管理者の更新となる令和6年度においては協同組合が自らの考えのもと、株式会社という形態での応募もあり得るのではないかと考えております。

次に、2点目の2階の利活用についてですが、現在、カミオカラボオープンの影響もあり、利用者は確実に増加傾向にあります。団体利用における食事場所を提供するという意味においても、議員ご指摘のように、土足で利用できるテーブル方式のほうが柔軟に対応できるという点に加え、高齢者利用も考えますと畳の部分が使いづらいという点もありますので、今後、施設2階の改装については検討していきたいと考えております。

3点目の、ひだ宇宙科学館カミオカラボの名称及びロゴマークについてですが、平成30年度末に商標登録が完了しており、市としましては、今年度、市内業者による使用、例えば商品にロゴマークを用いることなどを可能にしていきたいと考えております。実施方法につきましては、今後、詳細を検討してまいります。その際、市内業者から事業計画などを提示していただき、その内容を市で確認した上で、商品化を進めていただくような仕組みにしたいと考えております。

〔神岡振興事務所長 森英樹 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今現在、指定管理を受けておられるので、なかなかすぐというわけにはいかないと思いますけれども、またそういう方向で今後取り組んでいただき、せつかく入場無料ということでカミオカラボがなっておりますので、あの一体の地域、神岡町の商店の方々、そういう方々が自由に入っていただけるような、そういう施設になっていければいいなと思っております。

また、今の最後にロゴマークは今年度使っていただけるようなことでございますので、ぜひ、あのロゴマークは有効活用できるとかなりの展開ができていくと思いますので、こういう指定管理の中での取り組み等、また行政としてもご指導をいただきたいと思いま

す。

今後、神岡商工会議所や市当局、指定管理の皆さんと、この施設についていろいろと相談をしていただきながら、よりよい方向を目指して活性化につながっていくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で14番、葛谷議員の一般質問を終わります。

次に、午後に予定しております6番、中村議員の一般質問を行います。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

午後に予定しておりましたけど急になりまして、心の準備が整っておりませんが、やらさせていただきます。

今年6月8日ですが、飛騨市青少年育成市民会議主催による「飛騨市少年の主張大会」が開催されました。市内小・中学校の代表16名が、自らの体験で得た主張を堂々と発表する姿は、その論旨は言うまでもなく、姿勢、態度に至るまで、純粹で、自分たち大人が見失っている大切なものを思い起こさせてくれる貴重な時間であると思えました。毎年こうしたすばらしい大会に接しながら、ここまで指導された教員を始め関係者のご尽力に感謝し、今後の継続発展を祈念いたしました。

発表者の主張は、全て将来に向けた飛騨市民の方針であるという確信を抱くことができました。将来に対する確固たる信念を抱き、たくましく成長する飛騨市の児童生徒の一面を拝見し、それを見守る私たち大人として、どのようにそれを果たすべきかを思い、昨今の飛騨市の教育関係課題についてお伺いしたいと思えます。

最初に、教員の働き方改革の推進。特に校務支援システムの導入についてお伺いいたします。

市が6月の補正予算主要事業で提言された、新規事業「教員の働き方改革の推進について」これは文科省が掲げた「令和2年度までに全ての学校に校務支援システムを導入する」という、教員の業務負担の軽減と、情報漏えいのリスク回避を目的としたもので、県の総合型校務支援システムを利用することで初期費用、運用コストも大幅な低減が可能であると説明されております。

これを行うことで教師が多く職を効率化され、児童生徒、保護者、教科指導等多方面での教育指導に効果が期待できると言いますが、果たしてそうでしょうか。

1番目ですが、教員の過重労働の内容について。教育課程の重点項目、それぞれ違うと思えますが、飛騨市ではどう捉えておられますか。それぞれの家庭の中で最も時間を要すその業務内容とはどういうことでしょうか。

2つ目、校務支援システムの導入による効果をどのようにお考えですか。時間的余裕が生まれ、セキュリティ安全対策が完備されることで児童生徒の教育活動にどのように

それが生かされるとお思いでしょうか。

3つ目、雑務処理の時間を軽減することで教員の本当の意味での働き方改革ができますでしょうか。今までやってきた児童生徒管理をソフト化することで、教員に若干の時間的余裕が生まれることは確かでしょう。実際に教員は現在、毎日常に一人一人の生徒に目を向けています。朝、立って玄関出迎え、元気のない子どもの姿に心配し、学習に身の入らない姿にその理由をおもんばかり、その子を取り巻くあらゆる条件に心を配り、改善を図りたいと思っておられます。

同時に、児童生徒みんなが求める、魅力のある、わかる授業、楽しい授業を研究工夫しておられます。少人数の学校も、大人数の学校も、教員が果たさなければならない仕事の内容は同じであり、個々の生徒の成長は教員の願いであり、勤務時間を苦痛としない教員の魅力、醍醐味はそこにあるのではないのでしょうか。そこに教員志望の若者の動機もあると思います。

そして、その教員の教育活動の成果は、飛騨市少年の主張大会にも表れていたと思います。長年継続しているこの発表会、そのどの少年にもこうした教員の継続した教育活動全てが機能しつながら、あのような立派な意見が出たのではないかと思います。

少し言い方は悪いのですが、机の上で考える教育改革は、教育現場で実際に多種多様な児童生徒の成長と、保護者の願いに携わる教員の思いとは乖離しているのではないのでしょうか。教員のプロ魂に鑑み、このことについての考えをお伺いしたいと思います。

4つ目、教員の働き方改革は将来の教育課に基づいた大命題の基でなされるもの。真の教育的効果研究と全国に範とされる提示案研究が必要ではないのでしょうか。確実にやってくる少子化問題、これは深刻です。今後、現行の教育規則では、学校そのものの存続が不可能となっている地域が多く出現します。そんな状況の飛騨市であるからこそ、日本の教育問題全体に提唱できる案を発信するチャンスが今、生まれているのではないかと思います。

それは例えば、1958年に制定されたと言います教員定数法、その定数法の見直しや、学校の部活動を課外活動から外すということ、地域社会人の指導者参加による新規カリキュラムの設置など、現在、噴出しているさまざまな問題に対応する対策、対応、提案ではないかと思います。

システム導入はよしとして、それによる真の教育効果研究と、新案の提示研究が必要と思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

議員におかれましては、日ごろから学校教育について関心をお寄せいただき、ご理解、ご協力を賜っていること誠にありがとうございます。

それではご質問4点について、私からお答えさせていただきます。

まず1つ目の、教員の過重労働内容につきましてでございますが、飛騨市の小・中学校の教員の時間外勤務の状況につきましては、4月の月80時間以上の勤務者は、135人中19名で14.1パーセントでした。特に時間を要している業務としましては、教材研究など授業の準備、それから、校務文書に係る資料作成、学校行事等の取り組みがあげられます。中学校では、これに部活動の指導が加わります。

2点目、校務支援システムの導入による効果についてでございますが、大阪市の実証実験によりますと、導入により、教職員1人当たり年間200時間を超える業務時間の削減が見込まれたとされています。一概には申せませんが、近い数値は期待できると見込んでおります。

また、こうした細かな業務に大きなストレスを感じている教員も多く、文書や成績などがスピーディーにわかりやすく安全に管理ができることは、精神的な面での負担軽減も大いに期待ができます。こうした負担軽減は教職員の健康維持や活力の回復をもたらし、「明るく元気で、活気を放散する存在」としまして日々児童生徒に向き合い、子どもたちの笑顔をより多くつくることができると考えております。

3点目でございますが、業務処理の時間を軽減することで、教員の本当の意味での働き方改革ができますかということでございますが、議員が申されますように、子どもたちの笑顔や目を輝かせて学びに向かう姿は、教員にとりまして大きな喜びでございます。そのためには時間をかけることをいとわないのが教員でございます。

だからこそ、この校務支援システム導入は、そんな思いを持った教職員から切望されていたものでございます。必要であるが負担感の大きな日々の業務の効率化を図り、魅力ある授業づくりのための教材研究に励んだり、子どもたちの困り感に寄り添い、心を砕いたりする時間を生み出せると期待されております。

これだけで根本的な解決に至るとは考えておりませんが、現在課題となっている労働時間の削減やストレスの軽減という点におきまして、大いに成果が期待できると考えております。

4点目の教員の働き方改革は、将来の教育観に基づいてなされるもの。真の教育効果研究と提示案研究が必要ではないかの質問についてお答えいたします。議員が申されますように、今後の日本社会は予測困難と言われておりますが、飛騨市や子どもたちの未来も同様です。

私たちが今進めようとしております飛騨市学園構想は、どんな社会にあってもたくましく未来を切り開き、夢や幸福な社会を実現する「生きる力」を身に付けた子どもたちを、みんなで育てようというものです。

幼児期だからこそ、青年期だからこそできる学びや伸びる力があります。学校だからこそ、家庭だからこそ、地域だからこそその学びや身に付く力がございます。例えば、忍耐力、自己抑制、目標への情熱、社会性、思いやり、自尊心、自信などの能力は、生き

る力として大変重要なものでございますが、非認知能力と言われるこれらの能力は、幼児期の豊かな体験、周りの関わり方などが大切であり、その後の学習の定着に大きく関わってくると言われております。

学校、家庭、地域、さまざまな機関などの誰もが、子どもたちの将来に関わる当事者であるとの意識を持ち、飛騨市の飛騨市に住む、飛騨市に学ぶ、子どもたちのよりよい成長のために無理をすることなく、それぞれの強みを生かして、協働的な関係を築くことが大切だと考えております。持続する仕組みや取り組みでなければなりません。話し合いや試行を重ねながら、緩やかに、無理なく、改善を加えながら進めていきたいと考えております。

軌道に乗りましたらば、教職員の働き方改革になり、関わる人にとっては楽しみや生きがいになり、そして、地域にとっては活性化、持続可能な地域づくりが期待できるとの仮説を立てております。

実践はこれからでございますが、答えのない問いへの挑戦であるこの取り組みが、これからの教育やまちづくりの目指す姿としまして、全国へ向けての発信ができると考えております。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○6番（中村健吉）

答弁いただいて、私何も言えなくなってしまうような、素晴らしい夢をいただきました。

最近気になったことがありますので、そのことについて、細かなことなんですけどお聞きしたいと思います。

まず、今年のゴールデンウィーク、10連休ということですごく騒がれておりました。ところが私の知っている人は、あの10連休で9日間部活の指導に出ておりました。朝早くから夜11時頃までということがあります。飛騨市内の中学校の部活指導をされている方、勤務した状況については把握されておられるのでしょうか。お伺いいたします。

□教育長（沖畑康子）

10日のうち、半分は休んでほしいと私たちは学校のほうにお願いしておりました。その結果をいただいておりますが、こちらへの報告、部活動の指導等に当たる時間も県のほうにも提出しておりますが、その結果を見ますと多い職員で5日間、そんなにこの人数も多くはございません。ということで、1人平均しますと小学校で0.73日、中学校では大体2.7日くらいということになっておりますので、申し訳ございませんが、そのように把握をしております。

○6番（中村健吉）

10連休の中、9日間、部活の指導に行ったというのは飛騨地区ではございませんので、よその地区の話なんです。

今、聞いてほっとしたんですね。ただ、部活動の指導と言うとジャージに着替えてグ

ラウンド、体育館で「さあ行け、行け」っていうような感じで生徒と一緒に動いている、そういうものだけではないのではないかと思います。

そこでお伺いたします。中学校の部活動の指導内容ですが、そういう技術指導以外に教員として携わらなければならない仕事内容というのはどのようなことなのか、多分一般の方々もご存じないと思いますので、把握されている段階でいいので教えていただけますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今年度から部活指導員という方を市の中で4名雇用しておりますが、そのときに出しております規則につきまして、指導員の職務というものが抱えているんですが、それが全て要するに部活顧問が行う仕事でございます。今おっしゃったように実技指導のほか、安全・障害予防に関する知識及び技能の指導、学校外での活動の引率、用具・施設の点検及び管理、部活動の管理運営、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、適切な練習時間や休養の設定、事故が発生した場合の現場対応などとなっております。

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。個人事ですが、私、昔教員をやっておまして、部活動の顧問でしたが、硬式野球の顧問でした。一般に言われていると思いますけど、硬式野球では正月三が日が休みですが、雨が降っても雪が降っても部活動の指導はあります。それも早朝から夕方までです。

今振り返ってみたときに、当時、高校だったんですけど、負担と思ったことはないんです。というのは、私だけではなくてほかの仲間もそうでしたけど、部活をやっている教科、その種目が、自分が専門にある教科以外のもう1つの教科であると。その教科を通じて子どもたちの成長に通じるなら、具体的なというか、目安として優勝、甲子園出場ということを言いますが、それ以外に人間としての成長というのがどれだけ楽しみであったかということから、生意気な言い方ですが、本当にやってよかったなという気がします。ただ、私は現場で指導するよりも中で、先ほど言われましたけども、いろんな行事に関わると。裏方と言いますか、予算、講演会、そういったもの全部やっていたので、これは本当に時間を問わず1日ほとんどそれにとられるような、そういう内容でもあったことを皆さんに知っておいていただきたいと思います。

そこでもう1つ話題になりましたけど、勤務時間等短縮されて、学校で残って仕事ができなくなってきた。長く残っていると教頭や校長から早く帰って家庭のほうへ行きなさいよというようなことを言われる。それでもって残ったら教頭先生や校長先生にいろんなことでご迷惑かけるからってということで早く帰る。しかし仕事は、今、公務員は家庭に持って帰ることはできないんです。だから学校に保管しておいて、家ではでき

ないから早朝に学校へ出て、朝4時半頃学校へ行って、そこで今までだったら夜11時から12時までかかっていた仕事をやる。そういう方がいらっしやると。これも調べました。飛騨市ではそういった状況は起きていないでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

早朝からの勤務ということで、早朝も、これは出勤した時間のときにその記録の出勤を入れるようになっておりますので、これは現在調べております時間外勤務の時間内に含まれております。ということで以前より増えていることはございませんが、前々から割と早く出かけられて朝のほうの仕事がはかどると言われる方はいらっしやいます。

そして、これによって事務を家庭内に持ち帰るのが増えたのではないかということでございしましたが、ほぼほぼ変わらないという、多少の増減はあるようですが、これは校務文書によって今年は減ったという方もいらっしやいますし、増えたという方もいらっしやいます。というような状況で、そんなには変わっていないということをお聞きしております。

そしてもう1つは、部活動のほうにつきましては、これは指導員が入ったことによって休めるようになったという声がそれぞれの顧問から聞いております。

○6番（中村健吉）

相対的に飛騨市の教員は、過重労働とかそういったもの、深刻な形ではないのかなという気はいたしますが、今回の一般質問の通告書を提出したのは6月19日締め切りでした。ところが6月20日に各新聞社が、前日に公表されたOECDの調査結果を大々的に掲載しました。こういったものです。（新聞記事（写）を提示）

教員の仕事時間また世界最長、中学校週56時間、学校現場手一杯、こういった記事がほとんどの新聞社で掲載され、そこで日本の中学校教員の仕事時間、1週間当たり世界最長であると。それは5年前の調査と比べて1.2時間も延びている。この調査に参加した48カ国の中の一番時間的に長かったと書かれております。そして、部活動指導が一番長く、平均で7.5時間。書類作成等の事務時間が5.6時間。この調査に参加したのは全教員ではありませんので、飛騨市の教員たちが入ったらまたちょっと違うのかなと思いますけども、私驚いたのは、教員の力を高めるための職能開発活動、それについて0.6時間であったという結果でした。

また、新学習指導要領が目指す「主体的・対話的に深い学び」の実現に向けた課題について、世界では61パーセントの中学校教員が取り組んでいるけども、日本は最も低い数値を示している。12.6パーセントであったと。

最近、いじめ、不登校、貧困家庭、虐待、毎日のようにマスコミ報道が流れております。日本の児童生徒を取り囲んでいるこの問題、5年前よりも生徒数は少なくなってい

るのに事件は増えているのでしょうか。どう対応するのでしょうか。将来の社会を支えてくれないと子どもたちをどうやって守っていくのか。この数値の現実に、大人たち、保護者は、周囲の大人たちはどう考えているのだろうかという気持ちになりました。

先ほど、机上で考える教育改革は現場で考える教員の思いとは違っていると、少し言いすぎたかもしれませんが、ネット等で教員定数あるいは教職員の定員状況等を調べて、そこで教職員定数と事務表示法の改定など、実は文科省でもかなり研究され、いろいろと出される教育委員会や保護者、一般の方の意見も取り入れながら改訂を重ねていることはよくわかりました。

ですから、ここで手を打たなければならないと先ほど言ったんですけど、教育長は時間をかけて手厚く、そしていろんな方から意見を取り入れながらやっていくというふうに言われました。本当にそのとおりで、ありがたいなと思います。飛騨市においては山之村の実例、宮川町の実例、河合町の実例、古川町や神岡町等のさまざまな実践、そしてその中で浮かび上がった問題、それらは本当に全国の学校が書かれている問題につながるものではないかと思います。そして、そのヒントが現在続けられている努力によっていっぱい知ってもらうこと、そして訴えることによって多くの皆さんの参考になるのではないかなと思います。

そういうことから、先ほども聞きましたけども、飛騨市の役割、飛騨市の提言について、保護者の皆さんを含めて市として真剣に取り組んでほしいと思うんですが、これについて市長、いかがでしょう。どんなお考えでしょうか、お聞かせいただけますか。

△市長（都竹淳也）

教員の働き方目指す教育の問題、とにかく多面的な論点がございます。一言ではなかなか語りにくいんですけど、ただ、今お尋ねのお答えということではないかもしれないんですが、やはり目指す地域の姿というものを描いていく中で、それぞれの地域の合意点みたいなものがあるような気がするんですね。

飛騨市の場合、小規模校、宮川小学校の、かつて答弁もさせていただきましたけども、市から統廃合といったような問題を出すことはしない。むしろ小さいところであるがゆえの特色を生かした教育をやっていききたいという思いで取り組んでおりますし、現実結構市長会なんかへ行って話すそうですね、飛騨市の小学校の数を言うと結構ほかの市長さんから驚かれることがあって、なぜ統合しないんですかみたいなことを聞かれることがあるんですけど、ただ、私自身は人口減少時代の1つのモデルがつくれていると思っていますし、そうした中で地域の皆さんの合意点というものを見ながらですね、今の形で、より豊かな教育をしていければいいかなというようなことを思います。

そうした中で教職員の数というものが、またいずれ決まってくるわけでありましてけれども、その中でいかに豊かな働き方ができるか、それが生徒たちにどう豊かな教育ができるかというようなこととのバランスの中でまた考えていくことになろうかと思

ますけども、むしろ地域の特質、この小ささ、きめ細かさというものを良さに生かすというように全体として取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

○6番（中村健吉）

ありがとうございます。突然に振って申し訳ありませんでした。ただ、このことで私、白川村も行ってきました。ほかの町村も行きました。そこで教育委員会の方と話したときに、こっちがうれしくなるようなことを言われたのがあります。それは何かと言うと、飛騨市の職員の方は皆さん同じようなスタンスに立ってみえますので、教育についてすぐまじめに真剣に地域、学校、環境、そういったものを同じ目線で、同じスタンスで話されるからびっくりしますという話をされました。

本当にうれしかったんですが、実は6月10日に古川町公民館で令和元年度地域ふれあい集会全体会議が開かれました。その中で大人が変われば子どもが変わるという内容で会議をもったんですが、白川村の社会教育委員会、社会教育主事が来られて、時間の関係で本当に短い時間でした、10分足らずだったんですが、講演していただきました。ともに育む、願いを1つに、将来の担い手を育むということで、白川村が行っている地域全体で青少年を育てるという取り組みについての発表でございました。非常に反響が強くて、次の日に町内で、あの話はよかった、ぜひもっと詳しく聞きたいということで実際に行かれて、呼んで話を聞いたり、これからもそういう関係を持たれるというような話を聞いております。「すごいことをやられたんだな」と言ったら、「何言っとるの、飛騨市にこの基礎をつくられた方もみえるんだよ」ということを言われて、えっと思いました。ですから、今、市長言われましたけど、この地区で、飛騨市で自分たちが今やっていること、自分たちが模索していること、そしてやっていっぱい失敗しながらまとめていくことが、先ほど言いましたけど全国的な提案につながる。

そのことで、教員の働き方改革、そこの抱えている微妙な問題なんですけども、まず教職員のやる気の問題、いろんなことで解決できる問題も見えてくるのではないかなと思います。そこを進めていただきたい。そして周囲もそれを皆さん認めているんだという気持ち、事実を知っていただきたいと思います。

これで働き方改革については終わりなんですけども、まだ続けていいですか。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで中村議員の質問の途中ですが、次に新しい大きな項目が控えておりますので、このままでは終わりきらないと思いますので、途中ですが、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時46分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、6番、中村議員。

○6番（中村健吉）

それでは午前中に引き続きまして、午後から2番目の問題についてご質問をいたします。

2番目は、飛騨市学園構想につきまして質問をいたします。私、昔教員をやっていたときに、先輩の先生から「その学校の生徒の学習状況を知るには、学校祭を見れば一番よくわかる」と教えられました。

その物差しで各高校の学園祭、インターネットあるいは実際に行って見てまいりましたが、ネットで学校紹介に掲載されている飛騨地区内高等学校の文化祭内容、それは多少の違いはありますが、非常にすばらしい充実した内容になっております。

もう20年以上前からですが、飛騨地区、これは岐阜県中どこでもそうだと思いますけども、入れる高校から入りたい高校にしようという運動で、各学校がそれぞれの校種によって、自分たちの学校が地区から、保護者から、どう要求されているか真剣に掘り起こして、その中で職員みんなで研究し、あわせて県教育委員会の希望や意見を取り入れながらその学校の青写真、学び舎をつくろうという動きをしておりました。その成果が今あるということは、昨今の新聞あるいはいろんなテレビで紹介されている各学校の活動、そこに表れているのではないかと思います。

飛騨市は課題解決型人材育成のための、保・小・中・高・特支と連携を行う「飛騨市学園構想」を推進、謳っておられます。

そこで1つ、お伺いしたいと思います。構想では「保・小・中・高の中で課題解決型の学習を意識したカリキュラムの作成、実施をする」ということになっておりますが、義務教育課程と高等学校教育課程の違いというのはどう認識されていらっしゃるのでしょうか。

2つ目、今春、飛騨市内の中学校を卒業した生徒で高校進学した生徒は、どの学校に進んだのでしょうか。それぞれ、ふるさと学習等でありましたけど、将来の夢はこうしたい、ああしたい、さらにそれを実現するためには、どの高校に行けばいいのかということを考えて選んだと思います。飛騨市に高校は2高校だけではありません。この県内だけじゃなく、県外にも、さらにはもっと遠くまで学校があると思います。そういった生徒について高校の存在、どう考えておられますでしょうか。

3つ目、飛騨市の中卒者全員に対して、どのような支援をするということを考えておられますか。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それではお答えさせていただきます。

通告書をいただきました内容と、今のご質問の中に少し簡略されておりますので、もし内容が違いましたら、またご質問ください。

1つ目の、義務教育課程と高等学校教育課程の違いの認識についてということですが、先ほどお答え申し上げましたように、飛騨市学園構想とは、みんなで、それぞれの強みを生かし、子どもたちがこれからの社会を「生きる力」をより大きく育てようというものです。中村議員が危惧されているような、高等学校や特別支援学校に対して、教育課程にないことを強引に当てはめようというものではございません。

子どもたちが予測困難な時代を生き抜くためには、義務教育学校だけでなく高等学校においても、さまざまな課題に対して主体的に向き合い、他者と協働して解決につなげていくという力を培うことが求められております。

2020年度以降実施されます大学入試改革を見据え、岐阜県立の高等学校においても、地域社会の活性化に貢献できる人材を育成する目的で、ふるさと教育として、全ての県立高校で探求的な学びを推進することが打ち出され、飛騨市の高等学校においてはすでに特色ある実践が進められております。小・中学校においては以前から、総合的な学習の時間、ふるさと学習等において、課題解決型学習に取り組んできております。

これらのことを踏まえ、飛騨市としては、今後さらに各校種の教育課程、発達段階を考慮しながら、課題解決能力を育む、保・小・中・高と身に付けた学び方を次の学びに生かし、さらに学びを深めていくカリキュラムを、無理のないところで緩やかにつながりながら作成し、これからの時代に求められる人間像の育成を目指していきたいと考えているものでございます。

現在進めています飛騨市学園構想検討委員会におきましても、小学校・中学校の関係者だけでなく、高等学校、特別支援学校の学校長にも検討委員会のメンバーとしてご参加いただき、互いが十分理解した上での連携・協働のあり方を検討中でございます。

2点目、学園構想における高校の存在の認識についてでございますが、今後、議員が申されるような方向に進展する可能性はございますが、「持続可能」をキーワードの1つにしております。無理なく連携できることを大切に、段階を踏んで進めて参ります。

何分、検討委員会の段階で、具体的な取り組みとしてはまだスタートもしておりません。まずは、飛騨市内の2つの高校との取り組みの実践を形にすることだと考えております。

3点目、飛騨市の中学校卒業生全員に対しての支援について、どう考えているかということですが、飛騨市の中学校を卒業した生徒たちが、夢の実現のために希望をもって前向きに取り組めるように支援していくことは大変重要だと考えております。現実問題として全ての市内中学校卒業生に支援することは難しいこともございますが、

各部署において支援策を講じているところでございます。

教育委員会の所管としましては、高校からの飛騨市育英基金貸付や、部活動等での全国大会出場生徒への激励金など、市内、市外の高校関係なく支援がございませう。

飛騨市学園構想の視点からは、まずは、保・小・中・高が連携する中で、飛騨市の教育を受けた中学校卒業生全員が、予測困難な時代を主体的に生き抜く力を付けることが広い意味での支援と考えております。

その上で、先ほど飛騨市学園構想の推進について、まずは市内の高校と連携することをお伝えいたしました、中学までに培った力を生かしながら、さらに市外、県外あるいは就職して夢に向かって取り組む若者に対しても、飛騨市学園構想の取り組みの成果を見届けるとともに、各部署と連携して支援のあり方を検討していくことも考えていきたいと思っております。

例えば、市内の2高校の生徒に限らず、夢の実現に向けて前向きに取り組んでいる生徒、課題解決能力を発揮して取り組んでいる生徒を招き、中学生や高校生だけでなく市民も巻き込んでの未来会議の実施でございませう。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

#### ○6番（中村健吉）

午前中の質問に対してお答えいただいたその内容が、飛騨市学園構想にも関係したところで、非常にこちらのほうで感動したところがありましたけど、端折ってしまって申し訳ないと思ひます。

本当に今お話を伺って、うん、これならという気はいたします。ここに1冊の本がございませう。これは島根県の隠岐島前高校の町おこしにかかわった高校のドキュメンタリーと言ひませうか、歴史でございませう。高校生が全国からここに集まって、そしてそのことであらゆるものがプラスに、3つの小さな村が一緒になってできたこの町の、その学校を維持することに、そこにいる住民、教育委員会、外部の方が加わって、若者に夢を育てることによって、その町全体がすばらしい町になって町おこしを行っているというドキュメンタリーでございませう。

以前、本市の議員さんもこちらのほうへ視察に行かれたという話を聞いたことがありますが、この本、非常に感動しました。ただ、読んだときにこの本のようなことは、飛騨市内の高校や高山の高校でも実際にドキュメンタリー、まとめたらできるんじゃないかなと。

実例です。本当に頑張って皆さんやってみませう。例えばあるところではよそから来る部活を極めたいという子をわざわざ自分でアパートを建てて、そこに住ませて、生活面の面倒、学習、ありとあらゆる、3年間かけてその子が本当にその部活に打ち込めるような環境を一般の方がやっけてくださっている。そんな環境が飛騨市にあるんです。すごいことだと思ひます。そして、それは飛騨市だけじゃなくて高山市にも萩原にもあると思ひます。こういう環境を何とかつくっていただくことによって飛騨市学園構想と

いうのはきっと実を結ぶと思います。

時間もなくなりましたので話しますが、文教科学委員会調査室で「教職員定数の計画的な改善と「チーム学校」の実現」ということで意見書をまとめられております。この終わりに提言をされております。ちょっと長いんですが、題名が「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」平成29年3月23日に出されたものですが、9つ附帯決議に出されているうちのおしまいの8番と9番にこういうものがあります。8番目、「学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招くことのないよう留意すること」、9番、「地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校共同活動推進委員を始めとする人材の確保、地域住民等と学校との連携協力体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと」、「右決議する」とあります。なお、これは衆議院文教科学委員会においても附帯決議されております。

国も動いています。先ほどありましたように、飛騨市でやるのが国を動かすようなそういったことが本当に可能ですし、今大切なことだと思います。このことを祈って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で6番、中村議員の一般質問を終わります。

次に13番、高原議員。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

4月にですね、平成から令和に変わる少し前、池袋で高齢者ドライバーが大きな事故を起しました。幼い女の子と母親が犠牲になった事故、テレビでも放送され、皆さんもご存じだと思います。その前からも高齢者の免許証の返納に関してはいろんなところで取りざたされておりましたが、どういうわけか、4月も5月も高齢者の事故というのが多く起こり、どうしたものか。皆さん全国の親族に高齢者を抱えている方もそうだし、高齢者ご自身も返納するべきかどうか悩んだに違いありません。

私は当初、飛騨市のような公共交通があまり便利でないところは、やはり免許証返してしまうと大変なことになるので無理だろうなって、返さんだろうなって思ってたんですが、我が家から1分も歩かないところで1週間に2回、交通事故が発生しました。幸いなことに人命には、命がなくなるとかそういうことではありませんでしたけれども、

私はその事故処理とか、そういうのを見ていて考えを変えました。事故っていうのはどこでも起こり得ると。うちのような田舎でも、本当にこんなところで事故があるのかっていうようなことがあります。それも単独では結構あるそうです。

自動車の修理屋さん、高山市のほうの方々にも聞いたんですけども、かなり交通事故とかそういうことではないんですが、自分でぶつけていろいろ直している方は多い。そしてやはりそれは高齢者だと、そういったこともありまして、私はやはりいま一度考えることだなと思いました。そして、なおかつ万が一のこと、我が家の近所で起こったことは本当に僥倖にあったにすぎないと思いました。そして、いざ事故が起きますと、その事故の内容にもよりますが、高齢者だからといって刑とかそういったのが免除されるわけではなく、刑務所にいかなきゃならないこともあります。また、その事故の補償等で心を本当に悩まさなければならなくなります。

果たしてどうでしょうか、いろいろそれぞれの人生観はありますけれども、もう残りの人生が少なくなったところにですね、刑務所とか、事故の補償とか、そういったことはやはりないほうが良いと思うのは皆さん同じだと思うんです。そして、そんなことを考えているうちにですね、市長が3月のときに、「終活」そういったものを次年度から取り上げていきたい旨を述べられておりました。私は「死」というものは、やはりなかなか語るにはちょっと抵抗がある、タブー視されがちなものですが、それを市長はあえて取り組もうとした、そのチャレンジ精神は大いに良いことであると思っております。

その中で、いろいろ考えたんですけど、何をしていかなきゃいけないのか、元気な高齢者の皆さんがいずれ来るであろう、私は何が真理かなって思ったとき、人間は生まれて、生きて、死ぬんです。これだけは縄文時代から、徳川家康のころから誰も覆すことのできない、私はこれは真理やと思っています。そしたら高齢に向かっている私たちもそうなんですけど、どうしていくことがいいのか、終活、親から相続したものがまだ法的に処理されてないもの、知っておかなきゃならないことがいっぱいある、そんな話も聞きますし、実際、私もそういったところがありました。

農地や山林に関して言うならば、一度も会ったこともないし、知らない、先祖様の名前のところもあるような話も一部聞いております。後々のことを考えると、後々というのは相続とかそういった法的なことをしていくことを考えるとですね、これは本当に今生きているうちに解決していかなきゃならない問題ではないかな、そんなようなことも思いました。

それで質問したいのが、本当にテレビとかそういったところでは高齢者の運転免許証の返納に対していろんな意見が出されていますけど、今の世情も鑑みて飛騨市はどのようにこのことを捉えているのか。

2番目にですね、返納を推奨する施策といたしまして、どのようなことを考えてみえるのか。いきいき券とかそういったので3年間とかそういったことはわかっているんですが、本当にそれが推奨する施策であり得るのか、そういったところも考えまして今回

質問させていただきます。

そしてもう1つはですね、名義変更、先ほどの相続のところなんですけれども、登記とかそういった登記変更が行われていないそういった不動産は、現存していない、今この世にいらっしゃらない方の名義になっているもの、そういったものはどれくらいあるのかということ認識されていらっしゃるのか、調査されたことがあるのか、そういったことに対する結果への考え方というもの、そして対応をどのように考えているのかも伺いたいと思います。

今も相続財産の適正な法的な事務処理等っていうのは本当に大切なことでありまして、例えば公共事業を行うにしても用地買収、初日にいろいろ手間取ったとかありましたけど、あれはご家族のことでありましたけれども、誰のものかわからないところを特定していかなければ用地買収が進まないというところ、数多くあると思うんですね。そういったことも考えますと、やはり皆さんにそのへんわかっていたらいいような啓発活動っていうものも考えていらっしゃるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは1点目、2点目、4点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の高齢者の運転免許証返納についての考え方についてお答えします。高齢ドライバーが加害者となる重大な交通事故が各地で発生し、連日マスコミに取り上げられ、大きな社会問題となっています。

MS&AD基礎研究所が全国1,000人の高齢者を対象に「自動車運転と事故」をテーマに実施した調査によると、80歳以上の高齢者の72パーセントが運転に自信があると回答され、75歳以上の方で事故につながった原因の上位は、ハンドル操作ミス24パーセント、運転上の注意散漫21パーセントとなっています。

75歳以上のドライバーの免許の更新時には、簡易な認知症検査が行われ、「認知症のおそれあり」に該当すると、臨時適性検査を受けるか医師の診断が義務付けられています。また、「認知症のおそれあり」、「認知機能の低下のおそれあり」に該当した方は、3時間程度の臨時高齢者講習を受け免許が更新されます。高齢者の事故の増加を受けて免許更新時の適性検査の厳格化も検討されているようですが、年齢を区切って一律に免許の更新を停止することは難しいようです。

飛騨市での平成30年1月から12月までの免許自主返納者は116名でした。平成31年4月から6月17日までの約2カ月半で、免許自主返納者は39名となっています。免許返納のきっかけは、ご家族から強く説得された、軽微な事故を繰り返すようになってご自身で決断されたというケースが多いと伺っています。

運転免許証の所持は、本人の権利ですので、免許の返納を誰かが強制できるものでは

ありません。返納される場合も、ご家族を含めてやむを得ないものとして判断される結果ですので、それについて何かを申し上げるべき立場にはありませんが、市としては、免許証を返納しても困らないような支援が必要と考えています。

次に、2点目の免許返納を推奨する場合に、市ではどのようなこと施策を行うかについてお答えします。議員からご発言もありましたが、令和元年度から70歳以上の運転免許証の自主返納者に対し、返納から3年間、いきいき券を毎年1冊交付する施策を始めました。

いきいき券は、タクシーや公共交通で利用できるため、外出支援策として実施しています。70歳以上の方は、いきいき券交付の対象者ですので、返納した3年間は毎年2冊が交付されます。いきいき券の交付制度が4月から始まっていますが、高齢ドライバーの事故についてのマスコミ報道も多くなり、自主返納者が増加したという印象を持っています。市としては、この制度を継続していきたいと考えています。

また、これに加えて、高齢者の自動車事故を減らす観点から、例えば、誤操作を防止する装置の取り付けに対する助成ができないかなど、来年度に向けて検討したいと思えます。

最後に、4点目の相続財産の適正な事務処理の啓発活動についてお答えいたします。市では、火葬許可証をご遺族にお渡しするときに、岐阜地方法務局からの依頼で相続登記についてのチラシをお渡ししています。また、今年の10月に、飛騨市社会福祉協議会に委託し、開設を予定している終活支援センターの業務の中で、相続の手続きについても啓発したいと考えています。終活支援センターは、生前準備に関する相談、死後の対応に関する相談を受け、関係機関に繋ぐ役割を担当します。相続については、相続税に関しては税理士、不動産の名義変更については司法書士を紹介して、確実な手続きを促すようにし、多くの方に終活支援センターを利用していただけるよう取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは3点目の名義変更もしくは登記変更が行われていない飛騨市内の不動産がどれくらいあるのか認識しているのか。その結果への認識とその対応はどのように考えているのかについてお答えします。

不動産登記法では、相続があったときは、相続人は権利に関する登記を申請することができることとされており、あくまでも「できる規定」であることから、相続登記は義務化されておらず罰則もないのが現状となっております。

市ではこれまで相続登記の有無に特化した調査は行っていませんが、固定資産税の課

税において相続登記がなされていないため、相続人の代表者を代表相続人として課税台帳に登録しているものが墓地などの非課税地や免税点未満のものも含め651人分あり、その中で土地が8,760筆、建物が193棟あることは確認できております。

相続登記の未登記は、所有者不明土地や空き家問題にもつながる社会問題となっており、柚原部長の答弁でもありましたが市では過去から死亡手続きの際、法務局が作成しています相続登記に関するご案内をご遺族の方にお渡しし、周知を行っているところであります。

また、今年度設置予定の終活支援センターにおいては相続登記の相談対応も行うこととしております。

また、法務省は2020年に相続登記を義務化するよう民法及び不動産登記法の改正を行う旨を本年2月に発表しており、今後、法令の改正の動向を注視していきたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○13番（高原邦子）

どうもありがとうございました。いきいき券を3年間差し上げますと。ですから、70歳以上の方は2冊ずつが3年間ありますよということだと思っんですね。

しかしですね、返納した後、先日テレビでやっていたんですけど、車を運転しちゃって事故を起しちゃったと。結局は無免許運転になって捕まっちゃったという人がおりました。私は、いきいき券とかそういうのをやったらそれでいいんですかということなんです。本当に困っているのは、やっぱり移動する手段がなくなってしまうということなんですよね。

それで、公共交通の件に関しては明日ですか、前川議員と洞口議員がしっかりお尋ねになると思われるんですけど、本来、安心して暮らせるまちづくりを目指しているならば、いろんな法的に、例えば白タクやっちゃいけませんとか、いろんな法令があります。しかし、どうしてもバスの運転手さんも少なくなってきたなかなかバスも増やせない、いろんな条件が都会とこういった田舎では全然様子が違うわけなんです。そうしますと、同じ法律で縛ることの矛盾点を私はこの頃すごく感じているんですよ。

ですから、こういったところが特区とかいろんな特別なことで、何とか地域の皆さんで、先ほども教育長が地域のことも言われていましたけど、みんなで支え合っていかなきゃ人口減の飛驒市です。考え方を私はチェンジしなきゃいけないと思うんですよ。どうかどうか、移動手段が確実に取れる方策、何かこんなアイデアあるよというのがありましたら、総務部長、どういうこと考えてみえますか。

□総務部長（泉原利匡）

公共交通については明日、ご質問いただきまして、公共交通もしっかりやっていかならんと思っていますけれども、やはり質問の中にもあるんじゃないかと思いますが、シェアリングエコノミーと言いますか、助け合いの精神みたいな、車の相乗りという手法

等もあるようでございますので、いろんな方法は検討していかなければならないなというふうに思っております。

○13番（高原邦子）

私は、ある交通安全の、もう20年以上前ですけど、警察の方が講義にいらしたときに聞いたんですが、警察の方が私に「世の中豊の上で死ぬる人ばかりじゃありませんよ、我々はいろいろな事故現場へ行って、あなたも豊の上で死ぬなかったですか」って言いながらいろいろ遺体の一部とかいろんなのを集めさせてもらっていると。「あたりまえじゃないんですよ」と言われたことがありました。だから車の運転には気をつけましょうということ、その警察の方はおっしゃったんですけども、やはり、何が人生、さっきも言いました、生まれて生きて亡くなる、亡くなって目を閉じるときに、「ああ、よかったな」ってそれぞれの感性はあるかもしれませんが、思える人生をなんとか少しでもサポートしていくのが政治であったり、こういった地方公共団体ではないでしょうか。そのへんのこともしっかりと考えて心を込めてやってもらいたいなと思うんですね。

それで、私は常日頃「日本は法治国家だ」といつも言っています。それは先ほども言いましたように、誰の土地かわからなくなっているのをそのままにしているからです。それは総務部長も言われましたけれども、民法は登記を、例えば所有権移転の絶対条件にしてない公信力って言うんですけど、認めていないから、登記になくても売買とかは可能なわけなんですね。そういったところもあって、今、先ほど言われたように登記を義務付けていかなきゃいけないんじゃないかというふうに変遷してきました。

私は、行政マンにアイデアを出してもらいたいと思うのは、子どもが成長するがごとくにお洋服変えていきますよね、そうしましたら絶対に時代の変遷とともに、私ら子どものころはあんまり車なんてなかったから道路でも遊べたけど、今は遊べない。そして携帯なんかありませんでした。年頃の恋をしたいようなときも。今の若い子たちは携帯があってすぐ連絡も取り合える。時代とともにいろんなことが変わってくれば、法律とかそういったものも変えていかなきゃならないのに、旧態依然としたままで、上のほうの役所が言うからなんてただ受けるんじゃなく、いろんなことを言われたときに、その上位の役所に対していろいろ言えるような、そういった事実の証拠、そういったものをしっかりとためていてもらいたいんですけど、今の飛騨市はいろんな部署ありますけど、上の官庁に物を言えるような、そういった状況にありますか。そのへん、市長はどうお考えですか。

△市長（都竹淳也）

結構言っております、割と口うるさいほうなのかなと思っておりますが、やっぱり地方自治体、現場のニーズ、現場が一番近いですから、困り事、本当に今、議員おっしゃったような時代の変化によって服を変えるように制度を変えていかなきゃいけないんですね。その最先端にあるのが自治体だというふうに私自身も思っております。

ただ、それをできるだけ早く掴んで問題は何だっということ認識する役所の体制じゃないと、次、物を言うというところまでなかなか行かない。まあそれがゆえに私自身も就任以来とにかく徹底して現場へってことを言い続けてきているんですが、その点については今後もしっかり、これは市政の大方針としてやっていかないといけないというふうに思っています。

今回、高齢者のドライバーの免許返納の話を取り上げていただいたんですが、正直言うと、私自身もここ比較的数年急激に増えてきたっていう印象があって、正直言いますと、まだ返納された方がどういう生活を送っておられるのかというものを自分自身が得心できてないところがあります。

何人も話を聞くようになって、人によって状況も違って、家族が全部送ったりしてるので問題ないって方もあれば、移動手段の問題じゃなくて自分の行動が制約されたことによって、本人がものすごくストレスをためるんだっていう方もあったりしますし、そうすると、どういう支援の仕方があるのかってことについて、まだ私自身が明確に答えられる状況になってないということがまだまだ深掘りが足りないんだなというふうに思っておりますので、そういった点も含めてですね、急激に本当にここ数年増えてきていることですし、ここについてはもっともっと勉強していかないといけないと思います。

また、同様に同じような問題が人口減少・高齢化の社会ですから、次から次と出てまいりますので、同じような姿勢でしっかり向かって行きたいなと思っております。

#### ○13番（高原邦子）

ありがとうございました。ともかく、年齢で区切るわけにもいかになく、元気な90歳過ぎた人も居れば、私のようにへぼいのもいたりとか、いろいろと歳で決められませんけど、でも確実に言えるのは、反射とかいろんところは老化していくということは事実なので、ぜひですね、私は今回、自分の家の近くで起こった事故で、命があっただけで心から思ったものですから、特に不安がある方は返納されて、どんどん高原のとこ言いに来てください。「市はもっとこういうことしたほうがいいんじゃないか」って言ってもらえれば、どんどん言っていきたいなと思うし、暮らしやすいまちづくりってのをやっていきたいなと思っています。

それでは次の質問なんですけれど、これもまたまた今年の1月、まだ寒いときからいろんな方々から電話をもらったりした話なんですけど、今、乳幼児のネグレクト、育児放棄とか虐待したりとか、煙草の火を赤ちゃんにつけたりとか、1月末のころ野田市の小学生の女の子が父親によって衰弱させられ、寒い冬なのに水をかけられたりして亡くなってしまいました。そのときいろんな人が言ってきたのは、野田市の教育委員会の態度がありました。どうすると、学校の先生は見せなかったアンケートを父親に見せるんだと、あんなこと、本当、教育委員会、あれは教育委員会がとか、いろんなことを熱く言ってらっしゃる方々いまして、母さん方とも語ったりしてたんですけど、学校の先生は守ったのに教育委員会がと。これってはっきり言いまして、都会だからということではな

く飛騨市でもあることなんですね。

個人情報とかそういうことがあって、そんな声高に言う問題ではないと思われるかもしれませんが、あります。それで本当一番言われなきゃならないのは、そういったひどいことをする親ですね。子どもに、赤ちゃんにごはん、おっぱいをあげない、ミルクをあげない、そして遊び呆けてしまっている母親、そしてその母親の彼氏とか言う人は、今度はちょっと大きくなった子どもをいじめたりとか、いろんな意味の中で、今の家庭って何だろう、いろんなことを考えさせる問題だと思うんですね。

それで、私も議員してますと色々なパワーハラスメントにあうことがあります。とんでもないことを言ってくる方もいらっしゃいます。今回のことで、教育現場の先生たちがどのようにこういったパワーハラスメント、親ですから、モンスターペアレンツとかって理不尽なことを言ってくる親のことをそう言うらしいんですけど、そういったものに対応しているのか。また、こういった市役所なんかでもいろんな部署にいろんなことを言ってくる方が居ると思うんですね。そういったところに対してどのような対策を取っているのか、市民の言っていること、市民の声だといえはやはり市役所の方々、やっぱ聞かなきゃならないって思っちゃうかもしれませんが、その物の言い方が理不尽であったり、強圧的であったり、パワハラであったりした場合、受けた子は本当に心に傷を負って、職員さんでも本当に鬱になっちゃうんじゃないかとか、そんな心配もあります。

質問はですね、今、よく児童相談所の問題も言われています。児童相談所、強化になったんじゃないかと言いながらも、つい最近では警察が児童相談所に同行を求めたら行かなくて、警察が行ったら、これは大丈夫と言っとったら結局は衰弱し、亡くなってしまったなんてケースもありました。

それで、飛騨市の場合、高山市に児童相談所があつて、県のことだと思うんですが、やはり何と言っても神岡町とかは、市の子育て支援が頼みの綱だと思うんですね。でもやはりさっき言ったように権限とかいろんなことがあると思うんですが、児童相談所と市の部署は、本当に厳密に連絡が取れて対応できる状態なのかということをお伺いしたいと思います。

そして、今度は保育園とか小・中学校に関してですが、虐待を知ったときどのように対処するか決まっているんでしょうか。保育士さん、そして担任の先生、そして養護教諭というのは本当にいろんなところを見ていらして、よく知っていらっしゃるんですね。その先生たちはどのような働きをしているのかも伺いしたいと思います。

3番目に、先ほど言いましたように野田市の教育委員会が学校では見せなかったものを見せたと、力によって。そういったとき飛騨市でもちゃんと小・中学校と連携が取れて、いろんな情報が入って来ているのか、そのへんはどうかな、連携を密に取れているんでしょうかということも伺いしたいと思います。

これはさっきも言いましたけども、モンスターペアレンツって言われている方々に絶

えず対処法とか、そういったもの。これは一番何を考えるかと言ったら子どものことを一番に考えなければ、答えはおのずと出てくるんですが、大人というのは保身に走ったり、誰かに注意を受けたり、上の人に始末書を書かされることとか、自分のことばかりを考えて行動を行っているから、こういった失わなくてもいい命、みんなで支え合っただけでいかなきゃならない命がなくなっていると思うんですね。

いま一度、仕事に忠実に心を込めて、小・中学校の子どもに対して向かい合う、先ほど本当に教育長はいろんなことを言ってらして、学校の先生がどれだけ個々の児童生徒の成長の願いに向けているかというようなこともおっしゃられたんですけど、いざ問題があったとき、ちゃんと高校先生とか教育委員会とか、そして市のそういったところと連携が取れているのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、まず、学校・市教育委員会の働きや連携についてお答えをいたします。

飛騨市においても児童生徒の虐待を疑う事案が複数発生しています。教育委員会としましては、その都度、事案に応じて学校や子育て応援課と密に連携し、対応しているところでございます。

学校は、虐待を疑われる事案を、早期に発見して対応することが重要です。まず、担任・養護教諭の働きについて説明をいたします。特に、担任や養護教諭は、学校生活の中で最も子どもたちに近い存在です。児童生徒の虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めることが担任や養護教諭の重要な働きです。不安な表情や行動、生活ノートの記述などから小さな変化を見逃さず声をかけること、不自然な外傷、連絡のない連続欠席、対象の児童生徒からの虐待についての証言、帰宅を嫌がる等、虐待の兆候や状況を把握したときは、直ちに管理職に報告することを徹底しております。

これまでも、学級担任や養護教諭が、生活ノートの記述や子どもから直接相談を受けて、虐待を疑う事案についての情報を把握するケースがございました。このように虐待を疑われる事案についての情報を、小・中学校において把握した場合についての対応についてご説明いたします。

このような情報を把握した学校職員は、直ちに管理職に報告します。管理職の指示のもと、学校職員やスクールカウンセラーが子どもの精神状態等に十分配慮しながら聞き取りをし、情報を確認・集約したうえで、管理職から教育委員会学校教育課に報告があります。学校教育課は、学校からの報告の内容を虐待担当である子育て応援課担当に通告をします。緊急の事案に対しては、学校からあるいは学校教育課から子ども相談センター及び飛騨警察署へ直接情報提供または通告することも想定しております。学校での本人からの聞き取りの中で、帰宅を嫌がったために、緊急に子ども相談センターでの一

時保護をしたケースもございました。

今、申し上げましたように、学校、子育て応援課、子ども相談センターとの連絡を密に取り、事実の確認、速やかな通告、そして何よりも子どもの安全を最優先にした対応に努めております。

次に、3点目の学校と教育委員会との連携は密にとられているかについてお答えいたします。今ほど述べました点について、徹底し、密に連絡をとっております。また、日頃から虐待事案の報告のほか、生徒指導事案、不登校児童生徒の様子、保護者からの相談や要望についても、学校から報告を受け、指導助言、相談を受けるなど、密に連絡をとっているところでございます。

最後に、4点目の特定した虐待とは関係ないが、理不尽な自己中心的な要求をするいわゆるモンスターペアレンツに対する対処法についてお答えします。ここ数年の中で、保護者からの強い指摘や要望に対して苦慮する事案はございましたが、現時点におきましては、保育園、小・中学校、教育委員会等では、モンスターペアレンツに類するような事案はございません。

保護者からの相談や要望に対しては、相手の立場に立ってじっくり話を最後までお聞きし、迅速かつ誠意ある対応に努めることを日頃より指導しております。その結果、ほとんどが難しい問題になる前に解決をしております。

また、理不尽な要求があった場合には、何よりも子どもの安全を最優先した対応に徹すること、そのために毅然と対応することについて指導しております。職員1人が背負わないように、管理職への報告を徹底し、複数の職員で対応すること、組織で対応することを学校、教育委員会とも徹底しているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の児童相談所と市の担当部署との関係はどのようなものか、緊密に連絡が取れる状態なのか、警察との連携は取れているのかについてお答えいたします。飛騨市では、要保護児童対策協議会における虐待やDVに関する個別ケース会議や、毎月開催している発達支援センターの定例会に、子ども相談センターの職員に出席いただいております。発達支援センターの定例会で要保護児童のケースで意見をいただくときには、子育て応援課からも職員が参加しております。

飛騨市が発達支援センター長としてお迎えしている中切智子さんは、飛騨子ども相談センターの所長を勤められ、子どもの発達支援の専門的な知識と福祉全般についての豊かな経験を有しておられることから、中切センター長から虐待への対応等の指導を受けるとともに、子ども相談センター職員が講師となり、子育て応援課と発達支援センター

で、子ども虐待に対する職員の対応方法についての研修会を共同開催しています。このようなことを通じ、子ども相談センターとは、常に連携、相談等ができる体制になっています。

また、警察との連携については、子ども相談センターが出席していただく虐待やDVの個別ケース会議に、飛騨警察署の生活安全課の担当係長等に出席いただき、必要な情報共有を行い、警察に介入いただくタイミングの確認など、速やかに連携ができる体制としています。

次に、2点目の保育園で虐待を知ったときの対応についてお答えします。昨年度、飛騨市で虐待と判断した相談件数は9件で、そのうち子ども相談センターと連携して対応したケースは6件ありました。相談は家族を単位として把握するので、1件というカウントの中に保育園児や小学生が複数いる場合があるため、件数は人数ではありません。

主な子どもの年齢で分類すると、高校生3件、小学生1件、保育園4件、未満児1件、虐待の種別で分類すると身体的虐待3件、心理的虐待5件、ネグレクト1件が昨年度の9件の内訳になります。

保育園で子どもの様子などから虐待の可能性を発見した場合は、園内で情報共有とともに、本人の状況や家庭の情報をできるだけ多く集め、随時、子育て応援課へ報告します。

子育て応援課では、その情報をもとに市民福祉部内で協議を行い、緊急と判断される事例や対応に迷う場合などは子ども相談センターへ連絡し、指示を仰ぐこととしております。

教育委員会で把握された報告事案も子育て応援課に報告が上がり、教育委員会と市民福祉部の関係課で協議を行い、緊急と判断される事例や対応に迷う場合などには、飛騨子ども相談センターへ連絡し、指示を仰いでいます。また、保護者等の虐待事実等の確認については関係部署と連携し、誰がいつどのように確認するかを取り決めて対応しています。

飛騨市では、子ども虐待は保護者のSOSと捉え、保護者に寄り添って、安心して育児できるように配慮しつつ、虐待防止に取り組んでいます。

発達に課題のある子どもが虐待を受けやすいといわれており、保護者が子どもとの接し方がわからず、結果的に手を出してしまう場合が多いことから、保育園では子どもの行動の変化等をキャッチしたときには、その気付きを発達支援センター等に相談する体制をとっています。発達支援センターでは、子どもの特徴を把握し、子どもの接し方や育て方のアドバイスを行うなど、継続的な支援を実施しています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○13番（高原邦子）

どうもありがとうございました。それで子育て支援センターともちゃんと連携は取っているということなんですが、そんなに件数的に都会と比べればものすごく多いという

ことではないんですけど、でも、その対象になっている子どもにしてみたら、都会も何もあったものじゃない、自分本人ですし。

先ほど、教育長は幼児とかそういったときの育て方が結構大切なんですよと、小学校の低学年も大切で、そういったときに愛情とかを受けずに育った子っていうのは、本当心が傷ついて、どうしたらその傷ついた心が治せるのか、結構時間がかかりますし、精神科のほうにかかってもなかなかと難しいと。でも早く気付くことがそういった治療のほうもいいと私は聞いております。

ですから、ぜひ何とぞせっかく生まれてきて生きている小さな子どもたちが、理不尽な親とかそういったことで命を亡くするようなことがないように、私たち大人がしっかりと周りで見ながら様子を。

それで、教育長にお尋ねしたいんですけど、以前は体育と知育っていうのは学校の大事な柱でした。徳育っていうのも大事じゃないですかということで道德の関係も出てきました。私は食育が今一番大切じゃないかと。体に健全な心が宿ると私は思ってるものですから、そうしますと私たち子どもの頃は、給食の当番、小学生でも赤とか緑とか黄色のやって、バランスよく食事は取りましようねって。食生活ってとっても大切なんです。だから朝ご飯を食べて来ないとか、朝ご飯食べて来ない子はエネルギーにならないから、ブドウ糖がならないから、ぼうっとしたりしている。ですから、やっぱり何か朝ご飯、なかなかつくられない親がいるんだったら、学校ですら、朝ご飯をつくる、そういったこともやってもいいんじゃないかと思うんです。子どもたちが自分たちでできるようになる、朝ご飯つくれる、トーストが焼けるようになるとか、そういったことも私は支援の中に必要かなと思うんですけど、先生、食育というのはどうお考えですか。

□教育長（沖畑康子）

議員おっしゃいますように、食育はとても重要だと考えております。本当に食育、いろんなものをバランスよく取ったりすることは、体の身体の成長だけでなく、心の成長にも大きく関わると言われております。今現在も給食時間には栄養士が順番に回りまして、全クラス食育を行っております。

今の献立は、献立の中にもいろんな情報を込めたりして、子どもたちに伝えているところがございます。そのほかには家庭科とかいろいろございますけれども、大変学校でも大切にしております。

○13番（高原邦子）

私は、いやしんぼだったので、本当に食べ物っていうのはとても大切なものだし、なかなか家族と一緒に食卓を飾れない子どももいたり、そういったところに神岡町ではですね、そういった子にカレーとかを提供する支援しようという若者がいてやってるんですけど、私たちはやっぱりいろんな目にしたものの、例えば、これと思ったら気付いたら見て見ぬふりするんじゃないかと、しっかりとということ。

あと、何かいろんなことがあってもしっかり自信持って、先生方も子どもの食べっぷり見てもわかるし、何見てもわかると思うのでいち早く気付いてほしいし、学力の勉強だけが学校じゃないと私は思っていますので、どうかお願いしたいなと思います。

もう1つ柚原部長にお聞きしたいんですが、今、働き方改革で児童相談所の飛騨子ども相談センターとか、みんなも職員とかそういうの足りているんでしょうかということなんです。人は増えないのに残業はできないしということで、本当に皆さん困っているんじゃないかと思うんですけど、働き方改革が出されてからそういったところと色々なコミュニケーションっていうか、そういうことをされてますか。

□市民福祉部長（柚原誠）

働き方改革については、うちの部だけでなく市役所全体の課題ということで、今、職員が自分の業務を見つめ直して、自分がどれくらいの業務量をいつの時期にやるのかという洗い出しをやるような作業を行っております。それで、業務の山を平準化できるように職員を配置したり、グループをつくったりというような工夫をして、残業を減らすような取り組みに向かっていきたいということで、今、そのような取り組みを始めたところです。

○13番（高原邦子）

どうもありがとうございました。私が聞きたかったのは、市役所は市役所なりに努力されているし、子ども相談センターとか警察とか、そういったところも同じようにそのことは受けているわけで、そのへんの関連機関ともそういった働き方改革のことに関して、じゃあ来てくださいよって言ったときに、すぐ対処できませんよってなっちゃ困るわけじゃないですか。そういったことを、他の機関と連携を持っていますかかってことを今伺いたいんですけど。

□市民福祉部長（柚原誠）

子ども相談センターとか警察とかの緊急事案の訪問のようなことでは、来れませんっていうようなことの対応にはなってないです。何かあったときにはすぐ来ていただけるという体制になっていますので、働き方改革が進んでないのかどうかはわかりませんが、とにかく対応を優先して考えて動くということでやっております。

○13番（高原邦子）

そういうふうに答えるだろうなと思ってましたけど、でもこの間あったのは、児童相談所でしたけれど、そこは警察に同行できないと。職員のやり繰りができないからって、そういうこともあるんですよ。ですから安心しないで、しっかりと連携を取ってやっていてもらいたいと思うし、何よりも本当に幼い命、大切な命です。なんとか皆さんで守っていこうじゃないかって皆さんに問いかけをしたかったものですから、今回、質問いたしました。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で13番、高原議員の一般質問を終わります。

次に5番、森議員。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

議長のお許しをいただきましたので、最後になりましたが、よろしくお願いいたします。

私は和式トイレの改修についてということで、市役所とか公の施設の市民が使われる施設、それから観光客の方がみえる受け入れ体制の充実ということで、まつり広場とかさくら物産館、池ヶ原湿原とか、そういったトイレについても和式便所を直して、そして障がい者の方にも使えるようにしたらどうかということを伺ってまいりまして、それを順次、すぐにはできませんけど、やっていたいところ、非常に感謝しているところです。

そこで、私は今日は大きく2つの質問をさせていただきますが、まずは和式トイレについての改修について伺いたいと思います。

先ほど言いました、市役所、公民館、観光施設等公共施設や、まちなみ散策観光客のためにまつり広場、さくら物産館など、和式トイレは徐々に洋式トイレに改修していただいております、大変利便性が高まり、市民や観光客に好評であります。今回はスポーツ関連施設、各地区のコミュニティ活動に欠かせない公民館の和式トイレ（大）の改修について2点質問をします。

まず第1点、森林公園等スポーツ関連施設の和式トイレ（大）の改修について。スポーツ施設においては、杉崎公園内のサッカー場、黒内のふれあい広場のサッカー場のトイレは洋式トイレとなっており、また、都市公園における子育ての環境の向上を図る目的で、男性の利用者からの声に応じて、誰もが気兼ねなく利用できるベビーシートを今回の補正で杉崎公園、増島児童公園、気多公園、末広公園等で整備されます。

一方、利用者の多い森林公園の野球場と陸上競技場、サンスポーツランドの野球場の利用がありますし、利用は少ないもののキャンプ場のトイレも和式トイレとなっています。利用者においては、大変不便なものになっており、衛生的にも問題となっております。森林公園を含め河合町のグラウンドなどスポーツ関連施設において、未整備の和式トイレについては改修計画を立てて実施していただきたいと考えます。市の見解を伺います。

2つ目は、各地区公民館等の和式トイレ、これも（大）の改修時の補助についてであります。各地区の公民館活動は、コミュニティ活動の拠点として活発に利用されております。また、災害時の避難所としても指定されるなど重要な施設となっております。しかし多くの公民館のトイレ（大）のほうですが、水洗化はされておりますが、和式トイレが多いのも事実であります。災害時には、各公民館には、地域の人が避難をします。

過去の大きな災害においても、避難したもののトイレの環境が悪くトイレの使用を減らすため、水分や食事を控えることとなり、被災者の栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓閉塞症（エコノミークラス症候群）などの健康障害を引き起こしたのと報告もあります。

洋式トイレの最大のメリットは、楽な姿勢であります。特に足腰の不自由な方やお年寄り、妊婦の方々、介護の必要な方々にはとても便利で必要なものであります。また、近年家庭のトイレも洋式が普及し、子どもたちにとっても和式トイレはなじみの少ないものになっていることも事実であります。

各地区の公民館等の改修にあたって地元負担は当然ですが、何らかの支援が必要と考え、市の補助制度を調べてみますと、水洗便所等改造資金整備事業補助金がありました。この制度の採択条件は、飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場であること、また処理区域となつて3年以内に改造工事を行う行政区等となつています。補助額の金額は、対象工事費の2分の1、限度額40万円となっています。

この制度を検証しますと、処理区域となつて3年以内に改造工事をするという条件がネックとなり、ほとんどの施設が該当しなくなります。また改造工事においても、男女別、1階、2階に1カ所改造すると、和式トイレを改造する事業費は、限度額40万円を遥かに上回ることとなります。

そこで、和式トイレ改造にあたっては、この制度の採択基準の見直し、補助限度額の見直しを含めて本条例の改正の検討をしていただくか、新たな条例を作成して補助ができるのが必要だと考えております。飛騨市の見解を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□参事兼教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、森議員ご質問の和式トイレの改修についてお答えします。

まず1点目の、スポーツ関連施設の和式トイレの改修につきましては、今年度、森林公園野球場側のトイレを2基、陸上競技場側のトイレ3基、合わせて5基を洋式化する工事を既に発注しております。

今後、森林公園キャンプ場を含め、飛騨市内のスポーツ関連施設につきましても、利用頻度や改修費等を調査、検討しながら計画的に洋式化を進めてまいります。

次に、2点目の各地区公民館などの和式トイレ改修時の補助についてですが、まず、議員ご提案の水洗便所等改造資金特別助成金は環境水道部所管の制度で、地域の公民館などを下水道へ接続するための制度となります。まだ該当する施設が残っている地域があることから、引き続き、この制度は維持していく方針と伺っております。

他方、地域の公民館や集会所が、地域の皆さんのよりどころであり、また、緊急時の避難所、誰もが集える施設として役割を果たしていること、市全体の方針として公衆ト

イレの洋式化に取り組んでいることを踏まえ、各地区公民館等における和式トイレ改修に対する支援は重要であると考えております。

そこで、教育委員会所管の飛騨市集落有集会施設整備補助金制度を見直し、各地区公民館などのトイレ改修に対する補助が行えるよう、今後、対象工事の範囲や基準、補助の金額等を含め、検討を進めたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○5番（森要）

ただいまのスポーツ関連施設の改修につきましては、計画的にやっていただくということで非常にはありがたく思っております。

この森林公園の野球場と陸上競技場については、12月の議会で議長である中嶋議員が質問されて、今年、予算化がされるということは知っておりました。

私もたまたま森林公園へ向かって、今、管理状況を見ますと、草刈りとか非常によく管理してあるなどということも思ったんです。たまたま陸上競技場、本当はトイレに行きたかったんですが、野球場へ行きましたらシャッターが下りていたんです。使えない状態であったと。そうすると林業センターも、これはもう鍵がかかっている。さあ、どこへ行こうかなって思ったらキャンプ場の上まで上がっていかねばできなかったということがありました。

そんなことで、実は野球場側のトイレと陸上側のトイレは今年やっってもらうんですが、絶対的に数が少ないんですよ。200人も300人も来るときに、男性は小が2つで和式が2つとか、女性も2つということ、必然的に数が少ない。

前は大きいのをするときには林業センターも使うことができたので、そういった林業センターもそういう大きな大会のときには使うべきでないかというふうに考えて、いろいろ聞き取りしましたところ、教育委員会では大きな大会のときには林業センターを開けているというようなこともわかったんですが、私思うのは、林業センターについて指定管理の方がもう既に申し込みがわかっているんで、できたらそういったときにはそういった方々にもう既に鍵を預けていく。

それから野球場のトイレのほうも、なぜシャッターが下りているのか、やはり使いたい方もあると思いますので、ぜひ開けていただきたいなということも思っているんですが、そのへんについてはどうでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

ただいまの件でございますが、森議員おっしゃるとおり、野球場側のトイレにつきましては普段は鍵が閉めてあるというようなことを確認しております。

一方、やはり近年ウォーキングであるとか、ランニングであるとかということで、やはり公園を使うという方も増えてみえるということもありますので、先ほどの大きなイ

ベントを含めて、今あそこを受けております委託者の方と協議をして、前向きに開けていただくように検討したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○5番（森要）

ぜひお願いをいたします。また、増設ってというのは非常に難しい、あればいいってことは間違いなくあるんですが不足していることは事実だと思いますので、今度は屋内運動場を建設っていうのがいろいろ計画されておられまして、森林公園につくられるということに決まった場合には、そういった方々が利用できるような、外からも来てできるような設計なんかも反映をしていただくといいと思っているんですが、そのへんについても今後検討だと思いますが、少ないということについては認識されているかどうか、それから今後そういった屋内運動場をつくるときには、そういった計画を立てることが可能かどうかを伺いたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

ただいまの件につきましてもですね、今度、建設委員会のほうが立ち上がりますので、そういった建設委員会の検討の中で前向きに考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○5番（森要）

どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは2点目の質問に入りたいと思います。午前中は中村議員もされました、私も教員の働き方改革の推進について伺いたいと思います。

教員の働き方改革の推進としまして、校務支援システムの導入が予算化されております。文部科学省は、令和2年度までに全ての学校に校務支援システムを導入するとの目標を掲げており、県においては、県単位の統合型校務支援システムを市内全小・中学校に導入し、校務事務の効率化とセキュリティ強化を図ると聞いています。

また、このシステムは県を主体とする「岐阜県教職員業務改善協議会」において共同調達・運用するものであり、市が独自に導入する場合と比べて初期費用及び運用コストの大幅な低減が可能となると説明されています。

そこで、県の校務支援システムの導入の進捗状況や工程計画、県下の小・中学校の対応はどのようになっているのか、先生方の負担とはならないのか、システム導入において国や県の財政的支援についてはどのようになっているのかなど、以下の4点について伺います。

1つ目は、事業の背景と目的は、事業の背景と目的を再確認の意味で説明をしていただきたいと思います。文部科学省の目標に対して、県はどのように対応してきたのかを伺います。

2点目、事業概要について。予算については、使用料として133万5,000円が

計上されていますが、どこに使用料として支払うのか。今後、運用コストの大幅な低減が可能となるとは具体的にどういうことなのか。次年度以降の事業費はあるのか、この事業は飛騨市全体の小・中学校を対象としているのかなど伺います。

3番目、県を主体とする岐阜県教職員業務改善協議会の概要や、飛騨市や県下の市町村の対応はどのようになっているのか。県の校務支援システムの進捗状況や工程計画はどのようになっているのかを伺います。また、このシステムの導入において、担当者の意向は十分聞き取りをして、コンセンサスが得られているのかを伺います。

4点目、国や県の財産的支援について。校務支援システムの導入において、国や県の財政的支援はあるのかないのかを伺いたしたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、教員の働き方改革の推進についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の事業の背景と目的でございますが、教職員の長時間勤務の実態を受け、教職員の働き方改革を早急に進めることが求められる中、「中央教育審議会・学校における働き方改革特別部会」は、都道府県と市町村の連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進を図り、学校教職員の業務改善を進めるよう、平成29年8月29日、「学校における働き方改革に関する緊急提言」をまとめました。

これに基づき文部科学省は、平成29年12月26日、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針の中で、令和2年度までに統合型校務支援システムを整備することを目標に掲げました。

それに対して県では、平成30年度、文部科学省の実証事業「学校ICT環境整備促進実証研究事業（統合型校務支援システム導入実証研究事業）」を実施し、システム構築を進めた上で、県内すべての市町村が同様の校務支援システムを導入するよう推奨しております。これが今回導入しようとしている校務支援システムであります。

次に、2番目の事業概要についてでございますが、システムの導入は、県全体が統一の業者、羽島市の株式会社文溪堂に決まりましたが、そこの契約を通じて行うこととなり、使用料はこの業者に支払うものです。

市が単独で校務支援システムを導入する場合、独自にシステム構築を行う必要があり、2,000万円以上の経費が必要となるところ、県の統一システムでは使用料のみの負担となるため、1校当たり年額21万円（税抜）でございますがの経費で済むことになります。このようなメリットを生かし、すべての小・中学校と教育委員会で使用する予定です。

岐阜県教職員業務改善協議会についてでございます。岐阜県教職員業務改善協議会は、統合型校務支援システムの導入をはじめとした、教職員の業務改善を推進することを目

的とした組織で、県内全ての市町村が参加し、平成30年6月に発足しました。

今回、導入を予定しております統合型校務支援システムは、この協議会で必要な条件などを検討した上で、業者を選定したものです。平成31年2月に、岐阜市が先行導入しまして、この4月その後の4月からは、多くの市町村が導入して本格的に運用を開始しております。今後、独自の校務支援システムを導入している市町村においても契約のタイミングで切り替えを行うと伺っており、数年のうちに県内で統一したシステムとなる予定でございます。

県教職員業務改善協議会には、学校教育の関係者が参加しておりまして、学校現場の意見を踏まえてシステムの設計がされました。したがって、担当者の意向を十分に踏まえ、コンセンサスが得られているものと認識しております。

最後に国や県の財政的支援はということではございましたが、県においては、システム構築が国の補助事業を受けて実施されたと伺っております。システム使用料については県からの財政支援はありませんが、使用料は年21万円ですので、十分に負担感のない金額になっていると考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○5番（森要）

ただいまの説明で非常によくわかりました。教員の方々の、先ほどの説明でも熱望していたものだったようなことを先ほど中村議員の質問に答えられましたが、私たち飛騨市の教職員の方々への説明とか、今後はそういった皆さんの意見はどうだったのか、そしてそういった使い方とか、教員の方々の意向はどのようなものがあったのかを聞かせてください。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

職員につきましては、現在1台ずつ市のほうからパソコンが貸与されておりますが、これは外部とはつながっておりません。メールをしたりするときには、学校にある1台のパソコンからみんなが交代で行っているものでございます。そのような状況でありま

すとか、ですから中で会議をしようとしても、それを使つての会議ということとはできないということです。

今度できますこの校務支援システムは、そのようなことがですね、校内、校外との情報共有もできますし、それからいろんなものが一括表示されてポータルで見えるようになっております。

また、週案簿は今手書きが多いですが、週案という1週間の計画を立てるんですが、それも今日終われなかったのもう1時間しようというようなときがございます。授業をもう1時間延ばす。そうすると計画がずれていくわけですが、そこを1つ直すと順番に自動的に全部がずれていったりとか、そのようにとても使い方が快適だそうござ

います。

今までもデジタル週案簿といってパソコンに打ち込んでいる職員もございましたが、それはエクセルを使って、そのときそのとき、手書きをする代わりに打ち込むというようなものでございましたが、そんな便利な使い方もできるということで。一番は成績等の記入でございます。いろんなものが一括で管理され、そしてそれが通知表であるとか、指導要録等に反映されていくようなそんなシステムであるというふう聞いております。

まだ現物を見ておりませんので使っておりませんが、そのようなことができるようなふうにしていただいております。

ほかの質問を忘れましたので、もう一度お願いします。

○5番（森要）

ありがとうございます。職員の方々のこういう意見の聴取とか、今後どのようにしてそういった使い方とか、そういったことの計画とかがあるのか。

先ほどパソコンは1台ですが、パソコンはそれぞれ職員の方にあるのかないのか、本当はそれぞれ皆さんが持つとって行くのなら、そういったパソコンのところにも必要ではないかなっていう気もしていたので、そういったことについても聞きたいと思っております。

□教育長（沖畑康子）

パソコンは市から職員に1台ずつ貸与されております。それを全部つなげるようになって、中のソフトがとても使いやすくなるということでございます。ネットワークもしっかりする。

そしてこれの使い方でもございましたね、使い方につきましてはできるだけ、今、業者のほうにお願いしたいと思っているのは、夏休み中にどこか1個だけまずきちっと入れて、そこでまず研修ができないかなど。余裕のあるうちに。でもそれぞれの学校に入ってから、その後も丁寧に研修等をやってもらえるという契約になっているようです。

○5番（森要）

大概、職員の方々は一生懸命もらっていて、こういったシステム取り入れてもらって子どもさんの教育のほうへ向いていけるということは非常に期待しています。

また、こういった導入があったことによって、やっぱり検証をしっかりといただいて、今後こういったことがよかったかどうか、また、見直すところがあるのかどうかを今後どんどんやっていただきたいと思ひますし、職員間の異動があったときにこういうシステムがあれば、こういうつながりができるということで期待はしているところですけど、ぜひそういったことをしていただければと思ひています。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（中嶋国則）

これで5番、森議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 散会 午後2時35分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員（14番）

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（1番）

仲谷丈吾